

# 青森県地域防災計画新旧対照表

— 風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編 —

(令和7年3月修正)

# 新旧対照表

## 総目次

|            |      |
|------------|------|
| 風水害等災害対策編  | P1   |
| 地震・津波災害対策編 | P66  |
| 火山災害対策編    | P119 |

※ 修正のない箇所については、記載省略。

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の災害</p> <p>第8節 災害の想定</p> <p><b>第 2 章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p><b>第 3 章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 防災事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>第10節 避難対策</p> | <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の災害</p> <p>第8節 災害の想定</p> <p><b>第 2 章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p><b>第 3 章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 防災事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>第10節 避難対策</p> |      |

風水害等災害対策編 目次

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                            |
|--|--|---------------------------------|
| <p>第11節 災害備蓄対策<br/>                     第12節 要配慮者安全確保対策<br/>                     第13節 防災ボランティア活動対策<br/>                     第14節 災害廃棄物対策<br/>                     第15節 文教対策<br/>                     第16節 警備対策<br/>                     第17節 交通施設対策<br/>                     第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>                     第19節 水害予防対策<br/>                     第20節 風害予防対策<br/>                     第21節 土砂災害予防対策<br/>                     第22節 火災予防対策<br/>                     第23節 複合災害対策</p> <p><b>第4章 災害応急対策計画</b><br/>                     第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達<br/>                     第2節 情報収集及び被害等報告<br/>                     第3節 通信連絡<br/>                     第4節 災害広報・情報提供<br/>                     第5節 自衛隊災害派遣要請<br/>                     第6節 広域応援<br/>                     第7節 航空機運用<br/>                     第8節 避難<br/>                     第9節 消防<br/>                     第10節 水防<br/>                     第11節 救出<br/>                     第12節 食料供給<br/>                     第13節 給水<br/>                     第14節 応急住宅供給</p> | <p>第11節 災害備蓄対策<br/>                     第12節 要配慮者安全確保対策<br/>                     第13節 防災ボランティア活動対策<br/>                     第14節 災害廃棄物対策<br/>                     第15節 文教対策<br/>                     第16節 警備対策<br/>                     第17節 交通施設対策<br/>                     第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>                     第19節 水害予防対策<br/>                     第20節 風害予防対策<br/>                     第21節 土砂災害予防対策<br/>                     第22節 火災予防対策<br/>                     第23節 複合災害対策<br/> <u>第24節 孤立対策</u></p> <p><b>第4章 災害応急対策計画</b><br/>                     第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達<br/>                     第2節 情報収集及び被害等報告<br/>                     第3節 通信連絡<br/>                     第4節 災害広報・情報提供<br/>                     第5節 自衛隊災害派遣要請<br/>                     第6節 広域応援<br/>                     第7節 航空機運用<br/>                     第8節 避難<br/>                     第9節 消防<br/>                     第10節 水防<br/>                     第11節 救出<br/>                     第12節 食料供給<br/>                     第13節 給水<br/>                     第14節 応急住宅供給</p> | <p>能登半島地震を踏まえて孤立対策に関する節を設ける</p> |

風水害等災害対策編 目次

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由 |
|--|--|------|
| <p>第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬<br/>           第16節 障害物除去<br/>           第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与<br/>           第18節 医療、助産及び保健<br/>           第19節 被災動物対策<br/>           第20節 輸送対策<br/>           第21節 労務供給<br/>           第22節 防災ボランティア受入・支援対策<br/>           第23節 防 疫<br/>           第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止<br/>           第25節 被災宅地の危険度判定<br/>           第26節 金融機関対策<br/>           第27節 文教対策<br/>           第28節 警備対策<br/>           第29節 交通対策<br/>           第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>           第31節 石油燃料供給対策</p> | <p>第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬<br/>           第16節 障害物除去<br/>           第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与<br/>           第18節 医療、助産及び保健<br/>           第19節 被災動物対策<br/>           第20節 輸送対策<br/>           第21節 労務供給<br/>           第22節 防災ボランティア受入・支援対策<br/>           第23節 防 疫<br/>           第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止<br/>           第25節 被災宅地の危険度判定<br/>           第26節 金融機関対策<br/>           第27節 文教対策<br/>           第28節 警備対策<br/>           第29節 交通対策<br/>           第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>           第31節 石油燃料供給対策</p> |      |
| <p><b>第5章 雪害対策、事故災害対策計画</b></p>  | <p><b>第5章 雪害対策、事故災害対策計画</b></p>  |      |
| <p>第1節 雪害対策<br/>           第2節 海上災害対策<br/>           第3節 航空災害対策<br/>           第4節 鉄道災害対策<br/>           第5節 道路災害対策<br/>           第6節 危険物等災害対策<br/>           第7節 大規模な火事災害対策<br/>           第8節 大規模な林野火災対策</p>  | <p>第1節 雪害対策<br/>           第2節 海上災害対策<br/>           第3節 航空災害対策<br/>           第4節 鉄道災害対策<br/>           第5節 道路災害対策<br/>           第6節 危険物等災害対策<br/>           第7節 大規模な火事災害対策<br/>           第8節 大規模な林野火災対策</p>  |      |
| <p><b>第6章 災害復旧対策計画</b></p>   | <p><b>第6章 災害復旧対策計画</b></p>   |      |
| <p>第1節 公共施設災害復旧</p>  | <p>第1節 公共施設災害復旧</p>  |      |

風水害等災害対策編 目次

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由 |
|--|--|------|
| 第2節 民生安定のための金融対策<br>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 | 第2節 民生安定のための金融対策<br>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 |      |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村<br/>                     (1) 市町村<br/>                         ア～キ (略)<br/>                         ク 要配慮者(高齢者、<b>障害者</b>、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の安全確保に関すること<br/>                         ケ～テ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自衛隊(陸上自衛隊第9師団、<b>海上自衛隊大湊地方隊</b>、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)<br/>                         ア・イ (略)</p> <p>5 指定公共機関<br/>                     (1)～(10) (略)<br/>                     (11) <b>東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・<u>十和田</u>管理事務所)</b><br/>                         東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること</p> <p>6・7 (略)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村<br/>                     (1) 市町村<br/>                         ア～キ (略)<br/>                         ク 要配慮者(高齢者、<b>障がい者</b>、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の安全確保に関すること<br/>                         ケ～テ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自衛隊(陸上自衛隊第9師団、<b>海上自衛隊大湊地区隊</b>、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)<br/>                         ア・イ (略)</p> <p>5 指定公共機関<br/>                     (1)～(10) (略)<br/>                     (11) <b>東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所)</b><br/>                         東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること</p> <p>6・7 (略)</p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>自衛隊の組織再編</p> <p>東日本高速道路(株)の組織改編による</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                                    |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第7節 青森県の災害</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 夏(6月中旬～9月上旬)</b><br/>(略)<br/>梅雨末期は集中豪雨で災害をもたらすことが多い。青森県の平年の梅雨期間は<b>6月14日</b>ごろから7月28日ごろである。<br/>略<br/><b>(1)～(4) (略)</b></p> <p><b>3 秋(9月中旬～11月中旬)</b><br/>秋の台風経路は、季節が進むにつれて、次第に東にかたより始め、10月の台風の多くは直接日本に上陸することはない、日本の東方洋上を北東進する。統計によると、台風は毎年平均<b>約26個</b>発生し、日本に上陸するのは平均約3個である。台風による被害は複雑多岐にわたる。<br/>略<br/><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>4・5 (略)</b></p> | <p style="text-align: center;"><b>第7節 青森県の災害</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 夏(6月中旬～9月上旬)</b><br/>(略)<br/>梅雨末期は集中豪雨で災害をもたらすことが多い。青森県の平年の梅雨期間は<b>6月15日</b>ごろから7月28日ごろである。<br/>略<br/><b>(1)～(4) (略)</b></p> <p><b>3 秋(9月中旬～11月中旬)</b><br/>秋の台風経路は、季節が進むにつれて、次第に東にかたより始め、10月の台風の多くは直接日本に上陸することはない、日本の東方洋上を北東進する。統計によると、台風は毎年平均<b>約25個</b>発生し、日本に上陸するのは平均約3個である。台風による被害は複雑多岐にわたる。<br/>略<br/><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>4・5 (略)</b></p> | <p>青森地方気象台からの意見</p> <p>青森地方気象台からの意見</p> |

現行

第2節 配備態勢

県の地域内において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

| 態勢     | 準備態勢 | 警戒態勢  |   | 非常態勢 |
|--------|------|---|---|------|
| 略号     | 1号   | 2号-1  | 2号-2  | 3号   |
| 概要     |      | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢  | 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢   |      |
| 配備基準   | 略    | <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの気象警報が発表された場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④高潮警報</li> <li>⑤大雪警報（概ね1m以上）</li> <li>⑥暴風雪警報</li> </ul> </li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと思われる場合</li> <li>記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等）</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警戒レベル3が発表された場合</li> <li>十和田において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合</li> <li>震度5弱の地震が観測された場合</li> <li>津波注意報が発表された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | 略    |
| 設置する組織 |      |   |   |      |
| 配備決定者  |      |   |   |      |
| 態勢責任者  |      |   |   |      |

変更案

第2節 配備態勢

県の地域内において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

| 態勢     | 準備態勢 | 警戒態勢  |   | 非常態勢 |
|--------|------|---|---|------|
| 略号     | 1号   | 2号-1  | 2号-2  | 3号   |
| 概要     |      | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢  | 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢   |      |
| 配備基準   | 略    | <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの気象警報が発表された場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④高潮警報</li> <li>⑤大雪警報（概ね1m以上）</li> <li>⑥暴風雪警報</li> </ul> </li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</li> <li>震度5弱の地震が観測された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと思われる場合</li> <li>記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等）</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警戒レベル3が発表された場合</li> <li>十和田において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合</li> <li>震度5強の地震が観測された場合</li> <li>津波注意報が発表された場合</li> <li><a href="#">北海道・三陸沖後発地震注意報が発表された場合</a></li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | 略    |
| 設置する組織 |      |   |   |      |
| 配備決定者  |      |   |   |      |
| 態勢責任者  |      |   |   |      |

変更理由

修正漏れ

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                               |
|--|--|------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第3節 県災害対策本部</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、県災害対策本部が設置されたときは、他の法令等に基づき、他に設置されている「<u>青森県保健医療調整本部</u>」、「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の健康医療福祉部、県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>1 組織</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県災害対策本部に、<u>地域県民局の管轄区域</u>ごとに本部の事務を分掌させるため必要に応じ支部を置き、<u>地域県民局長</u>をその支部長として充てる。</p> <p><b>2～4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 県災害対策本部に準じた組織</b></p> <p><b>1 県災害警戒本部(警戒態勢2号-2)</b></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <b>支部</b></p> <p>災害の状況に応じて、<u>地域県民局地域連携部長</u>を地方支部長とする県災害警戒本部地方支部を設置する。支部の設置は、危機管理局長が決定する。</p> <p>なお、地方支部の運営については、県災害対策本部地方支部の運営に準じる。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> | <p style="text-align: center;"><b>第3節 県災害対策本部</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、県災害対策本部が設置されたときは、他の法令等に基づき、他に設置されている「<u>青森県保健医療福祉調整本部</u>」、「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の健康医療福祉部、県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>1 組織</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県災害対策本部に、<u>青森県災害対策本部に関する規則に定める所管区域</u>ごとに本部の事務を分掌させるため必要に応じ支部を置き、<u>地域連携事務所長</u>をその支部長として充てる。</p> <p><b>2～4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 県災害対策本部に準じた組織</b></p> <p><b>1 県災害警戒本部(警戒態勢2号-2)</b></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <b>支部</b></p> <p>災害の状況に応じて、<u>地域連携事務所長</u>を地方支部長とする県災害警戒本部地方支部を設置する。支部の設置は、危機管理局長が決定する。</p> <p>なお、地方支部の運営については、県災害対策本部地方支部の運営に準じる。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p><b>2 (略)</b></p> | <p>設置要綱の改正による</p> <p>県の組織再編による</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                          |
|------|--|-------------------------------|
| (新設) | <p><b>3 豪雪対策本部・豪雪警戒本部</b></p> <p><u>上記のほか、県の地域内において豪雪による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じ、豪雪対策本部又は豪雪警戒本部を設置することとし、設置基準や組織等については、第5章第1節「雪害対策」に定める。</u></p> | <p>豪雪対策本部等を地域防災計画に位置付けるため</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第1節 調査研究</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>(1)~(3) (略)</p> <p><b>(4) 防災公共推進計画の推進</b><br/> <u>大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難経路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市町村は一体となって最適な避難経路、指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難経路、指定避難所等を確保するため、必要な対策やその優先度について必要の都度修正を行う。さらに、市町村と連携しながら県民へ周知することや、計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 防災業務施設・設備等の整備</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>(1) (略)<br/>(2) <b>消防施設・設備等</b><br/>                     消防施設・設備等の設置者及び管理者は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を図る。特に危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p> <p><b>(3) 通信施設・設備等</b></p> | <p style="text-align: center;"><b>第1節 調査研究</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>(1)~(3) (略)</p> <p><b>(削除)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 防災業務施設・設備等の整備</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>(1) (略)<br/>(2) <b>消防施設・設備等</b><br/>                     消防施設・設備等の設置者及び管理者は、<u>多様な災害にも対応可能な</u>消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を図る。特に危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p> <p><b>(3) 通信施設・設備等</b></p> | <p>第 24 節追加による内容の重複</p> <p>防災基本計画新旧対照表 10 頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由   |
|---|---|--|
| <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、<u>公共安全LTE(PS-LTE)</u>、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>障害</u>の種類及び程度に応じて<u>障害者</u>が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、<u>障害</u>の種類及び程度に応じて<u>障害者</u>が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p><b>(4)・(5) (略)</b></p> <p><b>(6) 救助資機材等</b></p> <p>消防機関等は、人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材を整備、点検する。</p> <p>また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p><b>(7)・(8) 略</b></p> | <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、<u>公共安全モバイルシステム</u>、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>障がい</u>の種類及び程度に応じて<u>障がい者</u>が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、<u>障がい</u>の種類及び程度に応じて<u>障がい者</u>が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p><b>(4)・(5) (略)</b></p> <p><b>(6) 救助資機材等</b></p> <p>消防機関等は、人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材を整備、点検する。</p> <p><u>当該資機材の整備の際は、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合もあることに留意する。</u></p> <p>また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p><b>(7)・(8) 略</b></p> | <p>防災基本計画新旧対照表 8頁</p> <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>防災基本計画新旧対照表 10頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第4節 青森県防災情報ネットワーク</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 青森県防災情報ネットワークの活用 (略)</b></p> <p><b>(2) 青森県総合防災情報システムの活用</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 防災情報の共有化</p> <p>インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に提供する。</p> <p>青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラート等により、住民及び報道機関へ伝達する。</p> <p><b>(3) (略)</b></p> | <p style="text-align: center;"><b>第4節 青森県防災情報ネットワーク</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 青森県防災情報ネットワークの活用 (略)</b></p> <p><b>(2) 青森県総合防災情報システムの活用</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 防災情報の共有化</p> <p>インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に提供する。</p> <p>青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラート等により、住民及び報道機関へ伝達する。</p> <p><u>また、必要に応じて、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に防災情報を集約できるよう連携を検討する。</u></p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>(4) 通信手段の確保策</b></p> <p><u>防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保するよう努める。</u></p> <p><u>また、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p><u>なお、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努める。</u></p> | <p>防災基本計画新旧対照表 7頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 8頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由                                  |
|---|---|---------------------------------------|
| <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 防災事業</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 土砂災害対策事業</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>(3) 実施内容</b></p> <p>ア 砂防事業 (略)</p> <p>イ 急傾斜地崩壊対策事業 (略)</p> <p>ウ 地すべり対策事業 (略)</p> <p>エ <b>盛土</b>による土砂災害防止対策事業<br/>         危険が確認された<b>盛土</b>について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<b>是正指導</b>を行う。<u>また</u>、当該<b>盛土</b>について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の風水害等の災害に</p> | <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 防災事業</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 土砂災害対策事業</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>(3) 実施内容</b></p> <p>ア 砂防事業 (略)</p> <p>イ 急傾斜地崩壊対策事業 (略)</p> <p>ウ 地すべり対策事業 (略)</p> <p>エ <u>盛土等</u>による土砂災害防止対策事業<br/> <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、当該調査等で把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、同法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に起因する災害を防止するために必要な措置を行う。さらに</u>、当該<b>盛土等</b>について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の風水害等の災害に</p> | <p>防災基本計画新旧<br/>         対照表 29 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p>対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、<b>障害者</b>、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 略</p> <p><b>(2) 住民に対する防災思想の普及</b></p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 青森地方気象台は、県及び市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び<b>竜巻注意情報等</b>発表時の住民のとりべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。</p> <p><b>(3) 災害教訓の伝承</b></p> | <p>対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、<b>障がい者</b>、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。<b>この他、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。</b></p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 略</p> <p><b>(2) 住民に対する防災思想の普及</b></p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 青森地方気象台は、県及び市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び<b>気象情報等</b>の発表時の住民のとりべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。</p> <p><b>(3) 災害教訓の伝承</b></p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>防災基本計画新旧対照表 5頁</p> <p>青森地方気象台からの意見</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                  |
|--|---|-----------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第8節 企業防災の促進</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 事業継続計画(BCP)等の作成</b></p> <p>企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが望ましい。</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、事業継続計画(BCP)作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。</p> <p>県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援するものとする。</p> <p>市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第8節 企業防災の促進</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 事業継続計画(BCP)等の作成</b></p> <p>企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが望ましい。</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、事業継続計画(BCP)作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。</p> <p>県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援するものとする。</p> <p>市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p><u>青森地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 6頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                                      |
|--|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 指定避難所の指定</b></p> <p>指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、平常時から、指定避難所の場所、<u>受入人数等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者 (<u>障害者</u>、医療的ケアを必要とする者等) のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること</p> <p>なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 指定避難所の指定</b></p> <p>指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、平常時から、指定避難所の場所、<u>受入人数、家庭動物の受入方法等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者 (<u>障がい者</u>、医療的ケアを必要とする者等) のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること</p> <p>なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 11 頁</p> <p>県の文書取扱いの変更</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p>カ〜ク (略)</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>(4) 指定避難所の整備等</b></p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。</p> <p>各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>ア 施設・設備の整備</p> <p>貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、<u>通信設備等</u>の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備</p> <p>避難生活に必要な食料、飲料水、<u>生活必需品、マット</u>、簡易ベッド(段ボールベッドを含む)、<u>間仕切り等</u>の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電</p> | <p>カ〜ク (略)</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>(4) 指定避難所の整備等</b></p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ</u>、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。</p> <p>各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>ア 施設・設備の整備</p> <p>貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等</u>の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備</p> <p>避難生活に必要な食料、飲料水、<u>毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ(乳児・小児用及び大人用)、トイレトーパー、生理用品、防臭袋・消臭袋、ウェットシート等の衛生用品、プライバシーテント</u>、簡易ベッド(段ボールベッドを含</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 12 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 12 頁</p> <p>備蓄指針の修正による</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由  |
|---|--|---|
| <p>時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>ウ 略<br/> <b>(5)~(9) (略)</b><br/> <b>(10) 被災者支援の仕組みの整備</b><br/>                     県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> | <p>む。)、<u>間仕切り、暖房器具等</u>の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>ウ 略<br/> <b>(5)~(9) (略)</b><br/> <b>(10) 被災者支援の仕組みの整備</b><br/> <u>ア 平常時における被災者支援の仕組みの整備</u><br/>                     県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。<br/> <u>イ 在宅避難者等支援の仕組みの検討</u><br/> <u>県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u><br/> <u>ウ 車中泊避難者支援の仕組みの検討等</u><br/> <u>県及び市町村は、やむを得ず車中泊を行う避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。併せて、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u><br/> <u>エ 被災者の状況把握の取組における連携の検討</u><br/> <u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に</u></p> | <p>防災基本計画新旧対照表 13 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 13 頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由                                  |
|---|--|---------------------------------------|
| <p>(11) (略)</p> <p>(12) その他</p> <p>県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>県及び保健所設置市の<u>保健所</u>は、<u>感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、防災担当部局(県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 災害備蓄対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公助による備蓄</p> <p>県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブル</p> | <p><u>行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) その他</p> <p>県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>県及び保健所設置市の<u>保健所等</u>は、<u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。以下同じ。)</u>発生時に<u>おける</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局(県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。<u>また、上記対応が円滑に行えるよう、新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 災害備蓄対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公助による備蓄</p> <p>県及び市町村は、<u>避難所における良好な生活環境の確保に資するため</u>、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 11 頁</p> <p>県独自の修正</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由   |
|---|---|--|
| <p>ーシート・土のう袋・感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方 針</b></p> <p>風水害等の災害に備えて地域住民の中でも特に<b>障害者</b>、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む)等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。</p> <p>その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 要配慮者の支援体制の整備等</b></p> <p>ア 要配慮者に関する防災知識の普及</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、<b>障害者</b>に配慮し、<b>障害</b>の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</p> <p>県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉</p> | <p>生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋・感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方 針</b></p> <p>風水害等の災害に備えて地域住民の中でも特に<b>障がい者</b>、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む)等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。</p> <p>その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 要配慮者の支援体制の整備等</b></p> <p>ア 要配慮者に関する防災知識の普及</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、<b>障がい者</b>に配慮し、<b>障がい</b>の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</p> <p>県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉</p> | <p>県の文書取扱いの変更</p><br><br><br><br><br><br><br><br><p>県の文書取扱いの変更</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由   |
|---|--|--|
| <p>広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(DCAT)のチーム員の養成を行うものとする。</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> 応急仮設住宅供給における配慮<br/>市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、<u>障害者</u>の優先的入居及び高齢者、<u>障害者</u>向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。</p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><b>(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</b></p> <p>ア 名簿の作成<br/>市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、</p> | <p>広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(DWAT)のチーム員の養成及び資質の向上を図るための継続的な研修を行うものとする。</p> <p><u>オ</u> <u>災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備等</u><br/>県は、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築等を通じて救急医療活動等の支援体制の整備に努めるとともに、<u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備に努める。災害医療コーディネーター等は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</u></p> <p><u>カ</u> <u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備</u><br/>県は、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> 応急仮設住宅供給における配慮<br/>市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、<u>障がい者</u>の優先的入居及び高齢者、<u>障がい者</u>向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。</p> <p><u>ケ</u> (略)</p> <p><b>(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</b></p> <p>ア 名簿の作成<br/>市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、</p> | <p>略称の変更、第4章第18節の記載の見直しによる</p> <p>県の文書取扱いの変更</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由  |
|---|--|---|
| <p>又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。また、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 名簿の定期的な更新及び適切な管理</p> <p>市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 防災ボランティア活動対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b></p> | <p>又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。また、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。<u>なお、市町村は、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を当該名簿の作成に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 名簿の定期的な更新及び適切な管理</p> <p>市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討し、<u>名簿情報の適切な管理に努めるものとする。なお、市町村は、災害対策基本法第49条の11第1項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報をその保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 防災ボランティア活動対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b></p> | <p>要配慮者に関する情報の目的外使用について明記</p> <p>名簿情報の目的外使用について明記</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由   |
|--|--|--|
| <p><b>(1) 関係機関の連携協力</b><br/>                     県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。<br/>                     特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 17 節 交通施設対策</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 道路</b><br/> <b>(1) 実施機関</b><br/>                     (略)<br/>                     東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・<u>十和田</u>管理時事務所)<br/>                     (略)</p> <p><b>(2) 実施内容</b><br/>                     ア 道路・橋梁防災対策<br/>                     国道・県道等幹線道路の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。<br/>                     緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港</p> | <p><b>(1) 関係機関の連携協力</b><br/>                     県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。<br/>                     特に、<u>県については、平時から、ボランティア団体等との連携体制を構築しておくとともに、発災時の活動拠点となるような施設を確保するよう努め、</u>近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 17 節 交通施設対策</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 道路</b><br/> <b>(1) 実施機関</b><br/>                     (略)<br/>                     東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理時事務所)<br/>                     (略)</p> <p><b>(2) 実施内容</b><br/>                     ア 道路・橋梁防災対策<br/>                     国道・県道等幹線道路の交通機能を拡充するとともに、<u>アンダーパス部等の道路の冠水の防止のため排水施設及び排水設備の補修等、</u>被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化、<u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失による被災地の長期孤立を防ぐための洗堀防止や橋梁の架替等の対策</u>を推進する。また、山間道</p> | <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>東日本高速道路株の組織改編による</p> <p>防災基本計画新旧対照表 29 頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p>湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図る。</p> <p>イ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成<br/>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。</p> <p>ウ・エ 略<br/>(新規)</p> <p>(略)</p> | <p>路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。</p> <p>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図る。</p> <p>イ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成<br/>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。<u>併せて、陸路から道路啓開を行えない場合も想定して、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める。</u></p> <p>ウ・エ 略<br/><u>オ インフラ事業者等との連携</u><br/><u>道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図るよう努める。</u></p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 17 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 25 頁</p> |

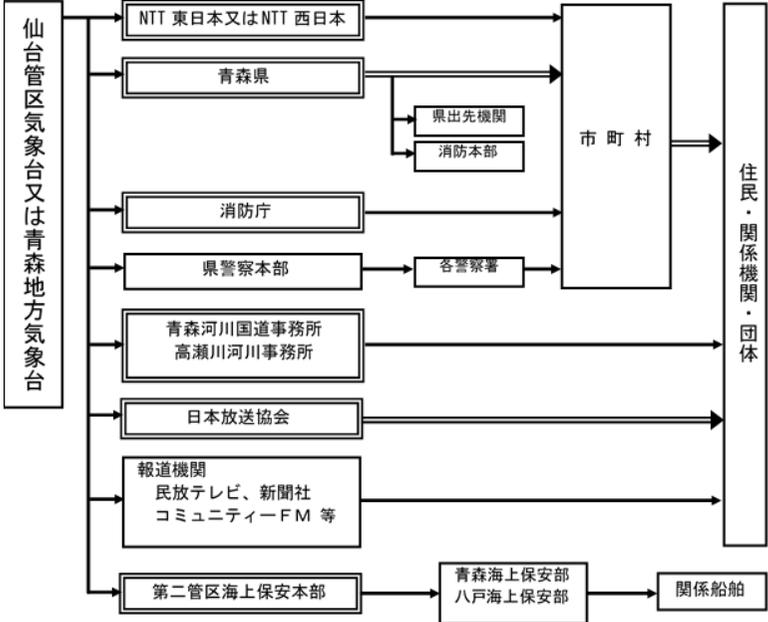
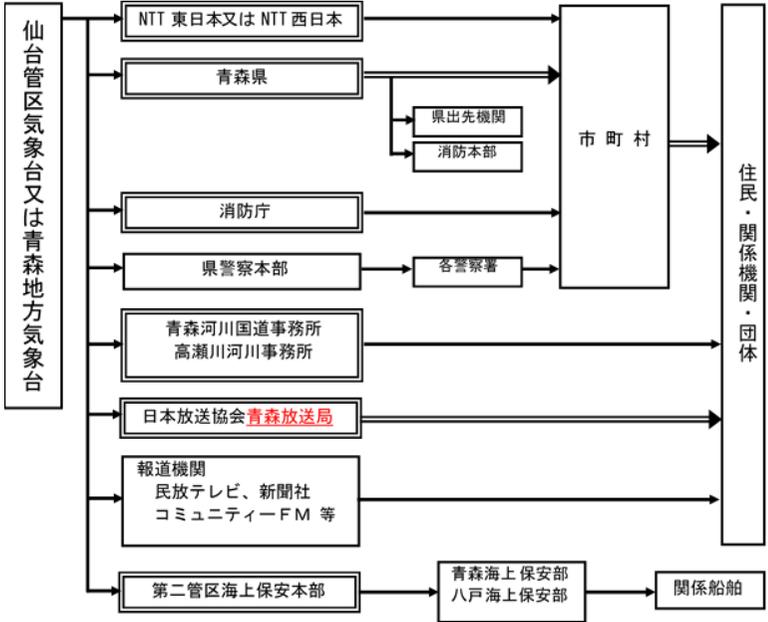
| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由   |
|--|---|--|
| <p><b>第 18 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b><br/> <b>1～4 (略)</b></p> <p><b>5 電気通信設備</b><br/> (1) (略)<br/> <b>(2) 実施内容</b><br/> ア・イ (略)<br/> <u>ウ 防災資機材の整備</u><br/> 災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。</p> <p>エ (略)<br/> (略)</p> <p><b>6 (略)</b><br/> (新設)</p> <p>(略)</p> | <p><b>第 18 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b><br/> <b>1～4 (略)</b></p> <p><b>5 電気通信設備</b><br/> (1) (略)<br/> <b>(2) 実施内容</b><br/> ア・イ (略)<br/> <u>ウ 安全・信頼性強化の推進</u><br/> 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進に努めるなどし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</p> <p>エ (略)<br/> (略)</p> <p><b>6 (略)</b></p> <p><b><u>7 道路管理者等との連携</u></b><br/> <u>電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、道路管理者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図るよう努める。</u></p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画新旧<br/> 対照表 8頁</p> <p>防災基本計画新旧<br/> 対照表 25頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由   |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第 19 節 水害予防対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>(1)~(4)<br/><b>(5) 住民への情報伝達体制の整備</b><br/>市町村は、災害に係る<b>気象警報(特別警報を含む。)</b>・<b>注意報及び気象情報等</b>、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準を明確化するとともに、情報伝達体制を確立し、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。<br/>また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。<br/>国(気象庁)及び県は、住民の主體的な避難行動を促すため、避難指示等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。</p> <p><b>(6) 水防資機材の整備</b><br/>ア (略)<br/>イ 県は、これらの水防活動を援助するために県有水防倉庫や<b>地域県民局地域整備部倉庫</b>に予備資機材を確保する。<br/>なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。</p> <p><b>(7) (略)</b></p> <p><b>(8) 浸水想定区域等</b><br/>ア～オ (略)<br/>カ 浸水想定区域に地下街等又は高齢者、<b>障害者等</b>、要配慮者が利用する施設があるときは、市町村地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地を定め、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 19 節 水害予防対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>(1)~(4)<br/><b>(5) 住民への情報伝達体制の整備</b><br/>市町村は、災害に係る<b>特別警報・警報・注意報及び気象情報等</b>、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準を明確化するとともに、情報伝達体制を確立し、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。<br/>また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。<br/>国(気象庁)及び県は、住民の主體的な避難行動を促すため、避難指示等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。</p> <p><b>(6) 水防資機材の整備</b><br/>ア (略)<br/>イ 県は、これらの水防活動を援助するために県有水防倉庫や<b>県土整備事務所倉庫</b>に予備資機材を確保する。<br/>なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。</p> <p><b>(7) (略)</b></p> <p><b>(8) 浸水想定区域等</b><br/>ア～オ (略)<br/>カ 浸水想定区域に地下街等又は高齢者、<b>障がい者等</b>、要配慮者が利用する施設があるときは、市町村地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地を定め、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよ</p> | <p>青森地方気象台からの意見</p> <p>県の組織再編による</p> <p>県の文書取扱いの変更</p> |

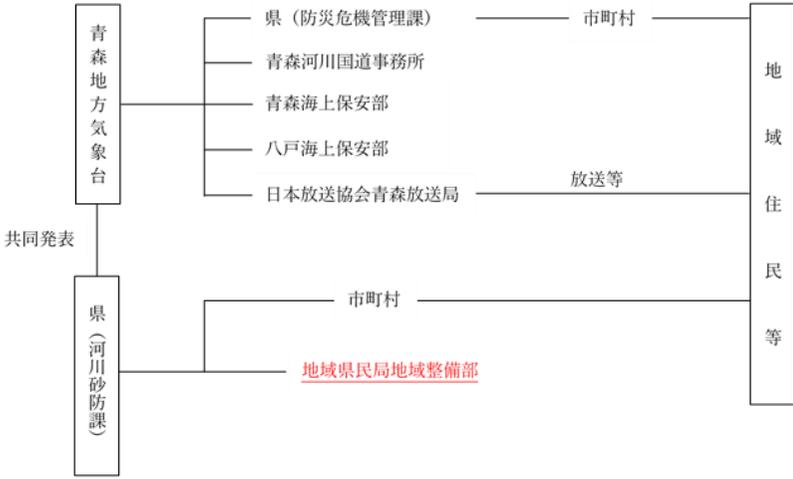
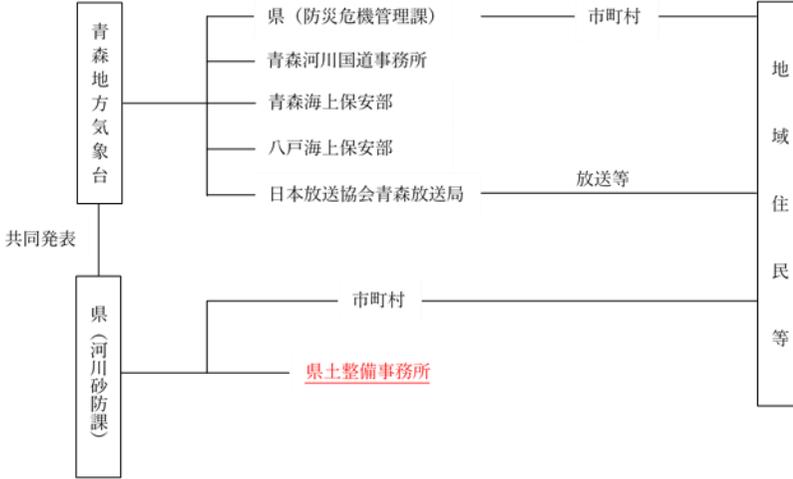
| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由  |
|---|--|---|
| <p>水予報の伝達方法を定める。<br/>キ～コ（略）<br/><b>(9)・(10)（略）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 火災予防対策</b></p> <p><b>1・2（略）</b></p> <p><b>3 実施内容</b><br/><b>(1)・(2)（略）</b><br/><b>(3) 消防体制の充実、強化</b><br/>ア（略）<br/>イ 消防力の整備、充実<br/>市町村（消防機関）は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備、充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。<br/>また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。</u></p> <p>（略）</p> | <p>う洪水予報の伝達方法を定める。<br/>キ～コ（略）<br/><b>(9)・(10)（略）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 火災予防対策</b></p> <p><b>1・2（略）</b></p> <p><b>3 実施内容</b><br/><b>(1)・(2)（略）</b><br/><b>(3) 消防体制の充実、強化</b><br/>ア（略）<br/>イ 消防力の整備、充実<br/>市町村（消防機関）は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備、充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。<br/>また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得、実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性をはじめとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p>（略）</p> | <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 5頁<br/>表記の適性化<br/>防災基本計画新旧<br/>対照表 5頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                            |
|--|--|---------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第23節 (略)</b></p> | <p style="text-align: center;"><b>第23節 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第24節 孤立対策</b></p> <p><b>1 方針</b><br/> <u>災害時に孤立が想定される地区について、当該地域住民の生命を保護するため、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視したハード・ソフトの対策「防災公共」を推進する。</u><br/> <u>また、孤立環境に置かれた地区の住民の生命を保護するため、地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図る。</u></p> <p><b>2 主な実施機関</b><br/> <u>県</u><br/> <u>市町村</u><br/> <u>防災関係機関</u></p> <p><b>3 実施内容</b><br/> <b>(1) 防災公共の推進</b><br/> <u>ア 市町村は、防災公共推進計画に位置付けた最適な避難場所・避難経路を住民に周知する。</u><br/> <u>イ 県及び市町村は、防災公共推進計画に位置付けた施策について、効果が早期に発現されるよう、優先順位を考慮しながら実施するよう努める。</u><br/> <u>ウ 県及び市町村は、防災公共推進計画に位置付けられた施策について進捗状況を随時把握し、管理する。また、住民等が参加する避難訓練等を防災関係機関と連携しながら実施することで避難経路・避難場所の設定が適切であるか確認するとともに、確認した結果として見直しが必要となった場合や、危険箇所の</u></p> | <p>能登半島地震を踏まえて孤立対策に関する節を設ける</p> |

| 現 行 | 変 更 案   | 変更理由 |
|-----|---|------|
|     | <p><u>見直し等の状況の変化があった場合は、必要に応じて防災公共推進計画を修正する。</u></p> <p><b>(2) 孤立集落の発生に備えた対策</b></p> <p><u>ア 県、市町村及び防災関係機関は、孤立集落の発生に備えて、速やかに孤立状態の解消に資する活動ができるよう、平時から緊密に連携するとともに、訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 県、市町村は、孤立が想定される地域に係る次章以降の取組が円滑に行われるよう、地域住民の協力を得ながら、孤立の備えに積極的に取り組むものとする。</u></p> |      |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由                                   |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>気象予報・警報等の伝達</b></p> <p>ア 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、第二管区海上保安本部、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、<b>放送機関</b>及びその他必要と認める機関に伝達する。</p> <p>イ～ケ 略</p>  | <p style="text-align: center;"><b>第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>気象予報・警報等の伝達</b></p> <p>ア 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、第二管区海上保安本部、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、<b>報道機関</b>及びその他必要と認める機関に伝達する。</p> <p>イ～ケ 略</p>  | <p>伝達系統図との整合</p> <p>上記2(2)アの本文との整合</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由             |
|--|---|------------------|
| <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>(6) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達</b></p> <p>ア 水防警報の発表及び水防指令の発令<br/>                     (ア)・(イ) (略)</p> <p>ウ 水防指令の発令<br/>                     水防本部長(知事)又は支部長(<b>地域県民局地域整備部長</b>)は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><b>(7) (略)</b></p> <p><b>(8) 土砂災害警戒情報</b></p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。</p> <p>この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 発表及び解除<br/>                     土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して基準に達したと認められる場合は、この限りではない。</p> <p>なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> | <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>(6) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達</b></p> <p>ア 水防警報の発表及び水防指令の発令<br/>                     (ア)・(イ) (略)</p> <p>ウ 水防指令の発令<br/>                     水防本部長(知事)又は支部長(<b>県土整備事務所長</b>)は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><b>(7) (略)</b></p> <p><b>(8) 土砂災害警戒情報</b></p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。</p> <p>この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 発表及び解除<br/>                     土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して基準に達したと認められる場合は、この限りではない。</p> <p>なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> | <p>県の組織再編による</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由  |
|--|---|---|
| <p>(イ) 解除<br/> <b>実況値</b>が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき<b>や、無降雨状態が長時間続いている場合</b><br/>                     伝達系統図</p>  <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集及び被害等報告</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容<br/>                     (1) 情報収集、伝達<br/>                     (略)<br/>                     ア (略)<br/>                     イ 災害が発生し、又は拡大のおそれがある段階<br/>                     (ア) (略)<br/>                     (イ) 県の措置<br/>                     県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告をとりまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害</p> | <p>(イ) 解除<br/>                     基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき<br/>                     伝達系統図</p>  <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集及び被害等報告</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容<br/>                     (1) 情報収集、伝達<br/>                     (略)<br/>                     ア (略)<br/>                     イ 災害が発生し、又は拡大のおそれがある段階<br/>                     (ア) 市町村の措置<br/>                     (イ) 県の措置<br/>                     県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告をとりまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害</p> | <p>「青森県土砂災害警戒情報に関する実施要領」との整合</p> <p>県の組織再編による</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                    |
|--|---|-------------------------|
| <p>の全般的な状況について消防庁に逐次報告(下記表)するとともに、</p> <div data-bbox="714 368 1256 429" style="border: 1px solid black; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>次のページへ</p> </div> | <p>の全般的な状況について消防庁に逐次報告(下記表)するとともに、<u>必要に応じ関係省庁や関係市町村等に連絡する。県関係部局は、表1により被害状況を把握する。</u></p> | <p>図表によって隠れていた部分を修正</p> |

風水害等災害対策編 第4章 災害応急対策計画

| 現 行              |   |  | 変 更 案            |   |  | 変更理由   |
|------------------|---|--|------------------|---|--|--|
| 表1 県各部局の災害情報収集手順 |   |  | 表1 県各部局の災害情報収集手順 |   |  |  |
| 部                | 調査事項  | 報告(調査)系統   | 部                | 調査事項  | 報告(調査)系統   | 情報収集体制の見直し<br><br>県の組織再編による修正漏れ<br><br>県の組織再編による |
| 略                |   |  | 略                |   |  |  |
| 子ども家庭部           | 私立学校の被害<br>児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センターを除く。)の被害  | 子どもみらい課<br>県民活躍推進課 ← 私立学校<br>地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室<br>市町村(民間、公立施設)   | 子ども家庭部           | 私立学校の被害<br>児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センターを除く。)の被害  | 子どもみらい課<br>市町村(保育所、認定こども園、児童厚生施設等)<br>児童養護施設、乳児院、助産施設等<br>県民活躍推進課 ← 私立学校   |  |
| 略                |   |  | 略                |   |  |  |
| 健康医療福祉部          | 人、住家の被害、救助実施状況<br>医療施設の被害<br>防疫の実施状況、生活衛生施設の被害<br>社会福祉施設(子ども家庭部所管分を除く。)の被害  | 健康医療福祉政策課<br>地域県民局地域健康福祉部/福祉子ども総室 ← 市町村<br>医療薬務課 ← 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村<br>保健衛生課<br>地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村、事務組合<br>施設所管課 ← 県立施設(委託施設を含む。)、市町村(民間、公立施設)   | 健康医療福祉部          | 人、住家の被害、救助実施状況<br>医療施設の被害<br>防疫の実施状況、生活衛生施設の被害<br>社会福祉施設(子ども家庭部所管分を除く。)の被害  | 健康医療福祉政策課<br>県福祉事務所 ← 市町村<br>医療薬務課 ← 県保健所 ← 市町村<br>保健衛生課<br>県保健所 ← 市町村<br>施設所管課 ← 県立施設(委託施設含む。)、市町村(民間、公立施設)   |  |
| 略                |   |  | 略                |   |  |  |
| 農林水産部            | 水稲被害<br>りんご・特産果樹等被害<br>畑作・野菜・花き・桑樹被害<br>畜産関係被害<br>農業関係共同利用施設被害及び<br>農業関係非共同利用施設被害<br>農業協同組合等の在庫品被害<br>農地・農業用施設被害<br>林業関係被害<br>水産業関係被害<br>漁港施設関係被害 | 農林水産政策課<br>農産園芸課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>りんご果樹課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>農産園芸課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>畜産課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>食ブランド・流通推進課<br>団体経営改善課<br>構造政策課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>農産園芸課<br>りんご果樹課<br>畜産課<br>団体経営改善課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>農村整備課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>林政課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>水産振興課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>漁港漁場整備課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 | 農林水産部            | 水稲被害<br>りんご・特産果樹等被害<br>畑作・野菜・花き・桑樹被害<br>畜産関係被害<br>農業関係共同利用施設被害及び<br>農業関係非共同利用施設被害<br>農業協同組合等の在庫品被害<br>農地・農業用施設被害<br>林業関係被害<br>水産業関係被害<br>漁港施設関係被害 | 農林水産政策課<br>農産園芸課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>りんご果樹課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>農産園芸課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>畜産課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>食ブランド・流通推進課<br>団体経営改善課<br>構造政策課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>農産園芸課<br>りんご果樹課<br>畜産課<br>団体経営改善課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>農村整備課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>林政課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>水産振興課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>漁港漁場整備課 ← 農林水産事務所 ← 市町村 |  |
| 略                |   |  | 略                |   |  |  |
| 県土整備部            | 河川、海岸、道路、橋梁、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、水道・下水道被害、水防活動実施状況<br>港湾空港施設被害<br>都市計画施設(公園緑地)被害<br>公営住宅被害<br>道路不通状況、除(排)雪状況<br>公営企業施設被害                      | 監理課<br>整備企画課<br>河川砂防課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村、事務組合<br>道路課 ← 東北地方整備局<br>都市計画課 ← 青森河川国道事務所<br>港湾空港課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村<br>港管理所<br>空港管理事務所<br>東北地方整備局<br>青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所<br>都市計画課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村<br>建築住宅課 ← 市町村<br>道路課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村<br>八戸工業用水道管理事務所   | 県土整備部            | 河川、海岸、道路、橋梁、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、水道・下水道被害、水防活動実施状況<br>港湾空港施設被害<br>都市計画施設(公園緑地)被害<br>公営住宅被害<br>道路不通状況、除(排)雪状況<br>公営企業施設被害                      | 監理課<br>整備企画課<br>河川砂防課 ← 県土整備事務所 ← 市町村、事務組合<br>道路課 ← 東北地方整備局<br>都市計画課 ← 青森河川国道事務所<br>港湾空港課 ← 県土整備事務所 ← 市町村<br>港管理所<br>空港管理事務所<br>東北地方整備局<br>青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所<br>都市計画課 ← 県土整備事務所 ← 市町村<br>建築住宅課 ← 市町村<br>道路課 ← 県土整備事務所 ← 市町村<br>八戸工業用水道管理事務所   |  |
| 略                |   |  | 略                |   |  |  |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由  |
|--|---|---|
| <p>また、市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は、調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるほか、県、県警察本部、自衛隊のヘリコプターにより、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察を実施あるいは要請し、被害の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>(2) (略)</b></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 その他</b></p> <p>各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、<u>車両等</u>の多様な情報収集手段を活用するよう努める。</p> <p>災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 災害広報・情報提供</b></p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>県(総務部、危機管理局)<br/>市町村<br/>防災関係機関</p> <p>(略)</p> | <p>また、市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は、調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるほか、県、県警察本部、自衛隊のヘリコプターや<u>無人航空機等の活用</u>により、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察を実施あるいは要請し、被害の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>(2) (略)</b></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 その他</b></p> <p>各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、<u>車両、SAR衛星を含む人工衛星等</u>の多様な情報収集手段を活用するよう努める。</p> <p>災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 災害広報・情報提供</b></p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>県(総務部、<u>観光交流推進部</u>、危機管理局)<br/>市町村<br/>防災関係機関</p> <p>(略)</p> | <p>県独自の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 7頁</p> <p>修正漏れ</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                           |
|--|---|--------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第5節 自衛隊災害派遣要請</b></p> <p>地震・津波災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>(1) 災害派遣要請権者</p> <p>(2) 災害派遣命令者</p> <p>陸上自衛隊第9師団長</p> <p><u>海上自衛隊大湊地方総監</u></p> <p>海上自衛隊第2航空群司令</p> <p>航空自衛隊北部航空方面隊司令官</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害派遣</p> <p>自衛隊の災害派遣は、次により行う。</p> <p>ア 陸上自衛隊</p> <p>陸上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害隊区担任部隊</p> <p>a 青森東部 (<u>青森市及び東津軽郡を含まず以東</u>)<br/><u>第5普通科連隊</u></p> <p>b 青森中部 (<u>青森市及び東津軽郡</u>)<br/>第5普通科連隊</p> <p>c 青森西部 (<u>青森市及び東津軽郡を含まず以西</u>)<br/>第39普通科連隊</p> <p>イ 海上自衛隊</p> | <p style="text-align: center;"><b>第5節 自衛隊災害派遣要請</b></p> <p>地震・津波災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>(1) 災害派遣要請権者</p> <p>(2) 災害派遣命令者</p> <p>陸上自衛隊第9師団長</p> <p><u>海上自衛隊大湊地区総監</u></p> <p>海上自衛隊第2航空群司令</p> <p>航空自衛隊北部航空方面隊司令官</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害派遣</p> <p>自衛隊の災害派遣は、次により行う。</p> <p>ア 陸上自衛隊</p> <p>陸上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害隊区担任部隊</p> <p>a 青森東部 (<u>八戸市、三戸郡、十和田市、六戸町及びおいらせ町</u>)<br/><u>第4地对艦ミサイル連隊</u></p> <p>b 青森中部 (<u>青森市、東津軽郡、三沢市、上北郡(六戸町及びおいらせ町を除く。)、むつ市及び下北郡</u>)<br/>第5普通科連隊</p> <p>c 青森西部 (<u>a 及び b に掲げる市町村以外の市町村</u>)<br/>第39普通科連隊</p> <p>イ 海上自衛隊</p> | <p>自衛隊の組織再編</p> <p>担任部隊の変更</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由  |
|--|---|---|
| <p>海上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。<br/>                     (ア) <u>大湊地方隊</u><br/>                     (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 広域応援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b><br/>                     (1) 略<br/>                     (2) <b>市町村の措置</b><br/>                     ア (略)<br/>                     イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。<u>また</u>、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><b>3 (略)</b></p> | <p>海上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。<br/>                     (ア) <u>大湊地区隊</u><br/>                     (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 広域応援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b><br/>                     (1) 略<br/>                     (2) <b>市町村の措置</b><br/>                     ア (略)<br/>                     イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、当該施設等の確保に配慮するものとする。さらに</u>、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><b>3 (略)</b></p> | <p>自衛隊の組織再編</p> <p>防災基本計画新旧対照表 8～9頁、15頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由   |
|--|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(4) 指定緊急避難場所の開放</b></p> <p>市町村長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p><u>なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。</u></p> <p><b>(5) 指定避難所の開設</b></p> <p>ア～オ (略)</p> <p><b>カ・キ</b> (略)</p> <p><b>ク</b> 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。</p> <p>また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(4) 指定緊急避難場所の開放</b></p> <p>市町村長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p><b>(5) 指定避難所の開設</b></p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>また、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p> <p><b>キ・ク</b> (略)</p> <p><b>ケ</b> 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 指定避難所では、<u>開設当初からパーティション及び段ボールベッドや簡易ベッドを設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じて、トイレカーやトイレトレー等のより快適なトイレの設置に努める。</u></p> <p>また、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所に</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 20 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 20 頁、23 頁、能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 21 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由   |
|--|---|--|
| <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難者の<u>健康を確保</u>するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談<u>や心のケアの実施に努める。</u></p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(カ) 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(キ)～(ケ) (略)</p> <p>(コ) 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。<u>また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。</u>感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、管轄する保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。</p> | <p>おける家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難者の<u>健康状態を把握</u>するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談<u>の実施に努めるとともに、必要に応じて、心のケア等の活動を行う。</u></p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。<u>また、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>(カ) 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(キ)～(ケ) (略)</p> <p>(コ) 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。<br/>                 避難者の受入時・受入中<u>は、定期的な健康確認を行い、</u>感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、管轄する保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。</p> | <p>文言の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 22 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 21 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由   |
|--|---|--|
| <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 水防</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容<br/>(1)~(4)<br/>(5) 警戒水位の周知</p> <p>ア 県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川(以下「洪水予報河川等」という。)について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供しよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;"><u>なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>コ 県は、市町村における良好な避難所環境の確保に資する取組を支援するため、災害時応援協定の活用等により避難者に対する適温の食事の提供等に配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 水防</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容<br/>(1)~(4)<br/>(5) 警戒水位の周知</p> <p>ア 県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川(以下「洪水予報河川等」という。)について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。<u>その際、必要に応じて、国(国土交通省)が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報の提供を国に求める。</u>また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供しよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 3頁<br/>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 30頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由  |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 食料供給</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>市町村及び県は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を次により調達し、市町村が次により炊き出し及びその他の食品の供給を行う。</p> <p><b>(1) 食料の確保</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や咀嚼・嚥下に配慮した食品・<u>食物アレルギー対応食</u>など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 県及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p><b>(2) 米穀の調達</b></p> <p>県は、市町村の申請等に基づき、<u>炊き出し等給食</u>を行う必要があると認めるときは、農林水産省(東北農政局を含む。以下同じ。)の支援を得て<u>給食</u>に必要な応急用食料(「農林水産省防災業務計画」(昭和 38 年9月6日付け 38 総第 915 号農林事務次官依命通知)に基づく米穀)を調達する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合においては、県又は市町村は、災害救助用米穀(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成 21 年5月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)に基づく政府所有の米穀)を調達する。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 食料供給</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>市町村及び県は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を次により調達し、市町村が次により炊き出し及びその他の食品の供給を行う。</p> <p><b>(1) 食料の確保</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や咀嚼・嚥下に配慮した食品、<u>慢性疾患や食物アレルギーに対応した食品</u>など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 県及び市町村は、避難所における<u>慢性疾患や食物アレルギー</u>を有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギー<u>一</u>等に配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p><b>(2) 米穀の調達</b></p> <p>県は、市町村の申請等に基づき、<u>炊き出し及びその他の食品の供給</u>を行う必要があると認めるときは、農林水産省(東北農政局を含む。以下同じ。)の支援を得て<u>炊き出し及びその他の食品の供給</u>に必要な応急用食料(「農林水産省防災業務計画」(昭和 38 年9月6日付け 38 総第 915 号農林事務次官依命通知)に基づく米穀)を調達する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合においては、県又は市町村は、災害救助用米穀(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成 21 年5月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通</p> | <p>長期間の避難生活による高血圧症等の慢性疾患に配慮した文言の修正</p> <p>表現を(4)の見出しと合わせる</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p>ア 応急用食料</p> <p>(ア) 市町村は、<b>給食供給</b>を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を県に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を県に提出する。</p> <p>(イ) 県は、市町村の申請に基づき、農林水産省に<b>給食</b>に必要な米穀の必要数量等を通知する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>(4) 炊き出し及びその他の食品の供給</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 必要栄養量の確保</p> <p>供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら栄養素の確保に努める。</p> <p><b>(5) 炊き出し及びその他の食品の配分</b></p> <p>市町村は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、<b>食生活改善推進員協議会</b>、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><b>3 応援協力関係</b></p> | <p>知)に基づく政府所有の米穀)を調達する。</p> <p>ア 応急用食料</p> <p>(ア) 市町村は、<b>炊き出し及びその他の食品の供給</b>を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を県に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を県に提出する。</p> <p>(イ) 県は、市町村の申請に基づき、農林水産省に<b>炊き出し及びその他の食品の供給</b>に必要な米穀の必要数量等を通知する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>(4) 炊き出し及びその他の食品の供給</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 必要栄養量の確保</p> <p>供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、<b>県及び市町村は</b>栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら栄養素の確保に努める。</p> <p><b>(5) 炊き出し及びその他の食品の配分</b></p> <p>市町村は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、<b>食生活改善推進員連絡協議会</b>、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><b>3 応援協力関係</b></p> | <p>表現を(4)の見出しと合わせる</p> <p>主語の追記</p> <p>組織名の改正</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由   |
|--|--|--|
| <p>(1) 市町村は、自ら炊き出し及びその他の食品の<u>給与</u>の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の<u>給与</u>の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。</p> <p>(2) 県は、自ら炊き出し及びその他の食品の<u>給与</u>の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、主食については農林水産省に、副食については農林水産省又は他県に、燃料については第4章第30節「石油燃料供給対策」により要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出し又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する炊き出し及びその他の食品の<u>給与</u>の実施について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><b>4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 給水</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>給水資機材の調達等</b></p> <p>市町村は、地域内の指定給水装置工事事業者からろ過装置、給水タンク、浄水薬品等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。</p> <p>(略)</p> | <p>(1) 市町村は、自ら炊き出し及びその他の食品の<u>供給</u>の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の<u>供給</u>の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。</p> <p>(2) 県は、自ら炊き出し及びその他の食品の<u>供給</u>の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、主食については農林水産省に、副食については農林水産省又は他県に、燃料については第4章第30節「石油燃料供給対策」により要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出し又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する炊き出し及びその他の食品の<u>供給</u>の実施について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><b>4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 給水</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>給水資機材の調達等</b></p> <p>市町村は、地域内の指定給水装置工事事業者からろ過装置、給水タンク、浄水薬品等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、<u>国(国土交通省)</u>、県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。</p> <p>(略)</p> | <p>表現を(4)の見出しと統一</p> <p>表現を(4)の見出しと統一</p> <p>表現を(4)の見出しと統一</p> <p>防災基本計画新旧対照表 16 頁</p> |

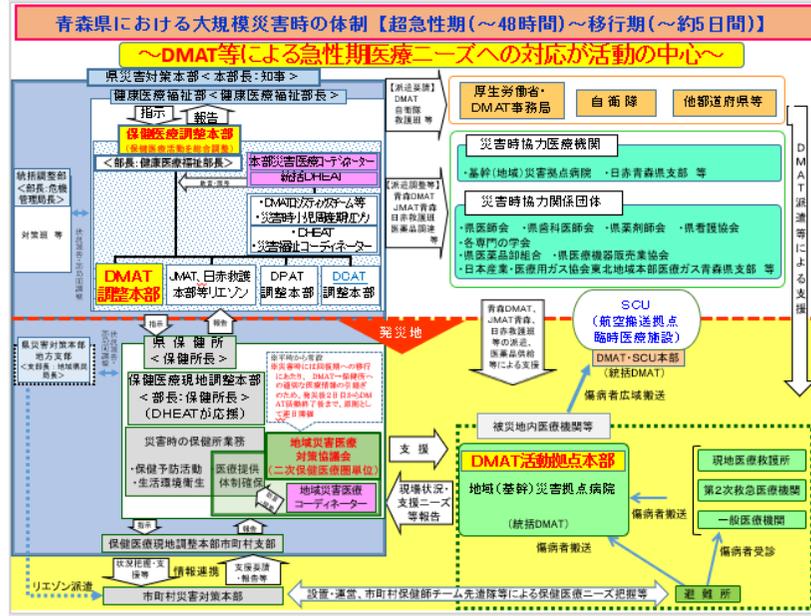
| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 応急住宅供給</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 既存住宅ストックの活用</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 節 障害物除去</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去</p> <p>道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。</p> <p>ア 道路及び河川における障害物の除去</p> <p>(ア) <u>道路の障害物における除去</u>は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 応急住宅供給</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 既存住宅ストックの活用</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシート<del>の</del>展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 節 障害物除去</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去</p> <p>道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。</p> <p>ア 道路及び河川における障害物の除去</p> <p>(ア) <u>道路における障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)</u>は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 22 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 10 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由              |
|--|--|-------------------|
| <p>(略)</p> <p><b>第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達して給(貸)与する。</p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 給(貸)与</b></p> <p>市町村は、次により給(貸)与を行う。</p> <p>なお、県が調達した生活必需品は、県が被災市町村に輸送・供給し、市町村が給(貸)与する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 給(貸)与する品目</p> <p>原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 高齢者、<b>障害者等</b>の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、<b>障害</b>の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。</p> <p>ウ (略)</p> | <p>請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達して給(貸)与する。</p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 給(貸)与</b></p> <p>市町村は、次により給(貸)与を行う。</p> <p>なお、県が調達した生活必需品は、県が被災市町村に輸送・供給し、市町村が給(貸)与する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 給(貸)与する品目</p> <p>原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 高齢者、<b>障がい者等</b>の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、<b>障がい</b>の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。</p> <p>ウ (略)</p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> |

| 現 行  | 変 更 案                          | 変更理由                                  |   |   |  |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
|--|--------------------------------|---------------------------------------|---|---|--|-------------------------|---------|--------------------------------|------------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|----------|---------|---------|-------|------------------|------------|---------------------|-----------|--|-------|------------|----------------------|---------------------|--|--|-------|-----------|-----------|-----------|--|--|--------|-------------------|---------------------------------------|---|---|--|---|
| <p><b>3・4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 医療、助産及び保健</b></p> <p>風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは被災者の<b>保健管理</b>が必要な場合、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>県は、大規模災害時には、必要に応じ、県災害対策本部の下に<b>青森県保健医療調整本部</b>を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合的な調整を遅滞なく行う。</p> <p>また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に<b>青森県保健医療現地調整本部</b>を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。</p> <p><b>(1) 各フェーズにおける保健医療福祉活動チームの活動の中心及び主な活動場所</b></p> <table border="1" data-bbox="203 1077 855 1362"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>活動の中心</th> <th>主な活動場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超急性期 (48時間迄)<br/>～<br/>移行期 (約 5 日間迄)</td> <td>急性期医療ニーズへの対応</td> <td>DMAT活動拠点本部<br/>(災害拠点病院等)</td> </tr> <tr> <td>回復期～慢性期</td> <td>避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応</td> <td>・ 避難所<br/>・ 福祉避難所</td> </tr> </tbody> </table> | フェーズ                           | 活動の中心                                 | 主な活動場所  | 超急性期 (48時間迄)<br>～<br>移行期 (約 5 日間迄)  | 急性期医療ニーズへの対応                           | DMAT活動拠点本部<br>(災害拠点病院等) | 回復期～慢性期 | 避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応 | ・ 避難所<br>・ 福祉避難所 | <p><b>3・4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 医療、助産及び保健</b></p> <p>風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは被災者の<b>健康管理</b>が必要な場合、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>県は、大規模災害時には、必要に応じ、県災害対策本部の下に<b>青森県保健医療福祉調整本部</b>を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合的な調整を遅滞なく行う。</p> <p>また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に<b>青森県保健医療福祉現地調整本部</b>を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。</p> <p><b>(1) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チーム(例)</b></p> <table border="1" data-bbox="1016 1050 1800 1326"> <thead> <tr> <th></th> <th>フェーズ0</th> <th>フェーズ1</th> <th>フェーズ2</th> <th>フェーズ3</th> <th>フェーズ4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災後の時間</td> <td>概ね24時間以内</td> <td>概ね72時間以内</td> <td>72時間～1週間</td> <td>1週間～1ヶ月</td> <td>1ヶ月～3ヵ月</td> </tr> <tr> <td>医療ニーズ</td> <td>・ 救命救急<br/>・ 広域搬送</td> <td>・ 救護所設置・運営</td> <td>・ 医療機能回復<br/>・ 救護所運営</td> <td colspan="2">・ 地域医療へ移行</td> </tr> <tr> <td>保健ニーズ</td> <td>・ 避難所設置・運営</td> <td>・ 感染症対策<br/>・ メンタルヘルス</td> <td>・ 健康管理<br/>・ メンタルヘルス</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>福祉ニーズ</td> <td>・ 要配慮者の避難</td> <td>・ 福祉避難所設置</td> <td>・ 福祉避難所運営</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>支援チーム例</td> <td>・ DMAT<br/>・ 日赤救護班</td> <td>・ DMAT<br/>・ 日赤救護班<br/>・ DPAT<br/>・ JMAT</td> <td>・ 日赤救護班<br/>・ DPAT<br/>・ JMAT<br/>・ DHEAT<br/>・ 災害支援ナース<br/>・ JRAT<br/>・ JDAT<br/>・ 保健師チーム</td> <td>・ 日赤救護班<br/>・ JMAT<br/>・ DHEAT<br/>・ 災害支援ナース<br/>・ JRAT<br/>・ JDAT<br/>・ 保健師チーム</td> <td>・ JRAT<br/>・ JDAT<br/>・ 保健師チーム<br/>・ DWAT</td> </tr> </tbody> </table> |  | フェーズ0 | フェーズ1 | フェーズ2 | フェーズ3 | フェーズ4 | 発災後の時間 | 概ね24時間以内 | 概ね72時間以内 | 72時間～1週間 | 1週間～1ヶ月 | 1ヶ月～3ヵ月 | 医療ニーズ | ・ 救命救急<br>・ 広域搬送 | ・ 救護所設置・運営 | ・ 医療機能回復<br>・ 救護所運営 | ・ 地域医療へ移行 |  | 保健ニーズ | ・ 避難所設置・運営 | ・ 感染症対策<br>・ メンタルヘルス | ・ 健康管理<br>・ メンタルヘルス |  |  | 福祉ニーズ | ・ 要配慮者の避難 | ・ 福祉避難所設置 | ・ 福祉避難所運営 |  |  | 支援チーム例 | ・ DMAT<br>・ 日赤救護班 | ・ DMAT<br>・ 日赤救護班<br>・ DPAT<br>・ JMAT | ・ 日赤救護班<br>・ DPAT<br>・ JMAT<br>・ DHEAT<br>・ 災害支援ナース<br>・ JRAT<br>・ JDAT<br>・ 保健師チーム | ・ 日赤救護班<br>・ JMAT<br>・ DHEAT<br>・ 災害支援ナース<br>・ JRAT<br>・ JDAT<br>・ 保健師チーム | ・ JRAT<br>・ JDAT<br>・ 保健師チーム<br>・ DWAT | <p>文言の修正</p> <p>設置要綱の改正</p> <p>設置要綱の改正</p> <p>各フェーズのニーズと活動チームを明確化</p> |
| フェーズ   | 活動の中心                          | 主な活動場所                                |   |   |  |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
| 超急性期 (48時間迄)<br>～<br>移行期 (約 5 日間迄)   | 急性期医療ニーズへの対応                   | DMAT活動拠点本部<br>(災害拠点病院等)               |   |   |  |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
| 回復期～慢性期  | 避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応 | ・ 避難所<br>・ 福祉避難所                      |   |   |  |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
|  | フェーズ0                          | フェーズ1                                 | フェーズ2   | フェーズ3   | フェーズ4                                  |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
| 発災後の時間   | 概ね24時間以内                       | 概ね72時間以内                              | 72時間～1週間  | 1週間～1ヶ月   | 1ヶ月～3ヵ月                                |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
| 医療ニーズ  | ・ 救命救急<br>・ 広域搬送               | ・ 救護所設置・運営                            | ・ 医療機能回復<br>・ 救護所運営   | ・ 地域医療へ移行   |  |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
| 保健ニーズ  | ・ 避難所設置・運営                     | ・ 感染症対策<br>・ メンタルヘルス                  | ・ 健康管理<br>・ メンタルヘルス   |   |  |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
| 福祉ニーズ  | ・ 要配慮者の避難                      | ・ 福祉避難所設置                             | ・ 福祉避難所運営   |   |  |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |
| 支援チーム例   | ・ DMAT<br>・ 日赤救護班              | ・ DMAT<br>・ 日赤救護班<br>・ DPAT<br>・ JMAT | ・ 日赤救護班<br>・ DPAT<br>・ JMAT<br>・ DHEAT<br>・ 災害支援ナース<br>・ JRAT<br>・ JDAT<br>・ 保健師チーム | ・ 日赤救護班<br>・ JMAT<br>・ DHEAT<br>・ 災害支援ナース<br>・ JRAT<br>・ JDAT<br>・ 保健師チーム | ・ JRAT<br>・ JDAT<br>・ 保健師チーム<br>・ DWAT |                         |         |                                |                  |   |  |       |       |       |       |       |        |          |          |          |         |         |       |                  |            |                     |           |  |       |            |                      |                     |  |  |       |           |           |           |  |  |        |                   |                                       |   |   |  |   |

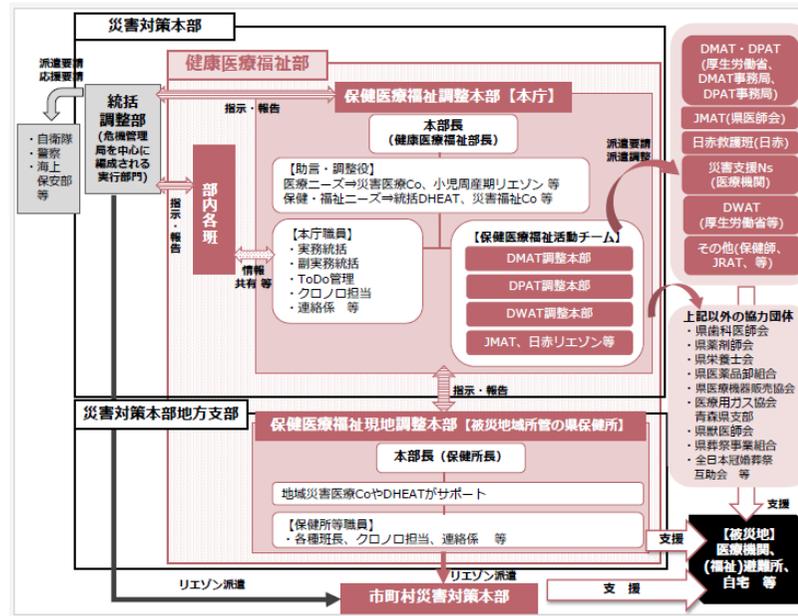
現行

(2) 体制図



変更案

(2) 体制図



変更理由

(1)の表の変更に伴う図の変更

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;"><b>青森県における大規模災害発生時の体制【回復期(DMAT活動終了後)～慢性期】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>～避難所等での健康管理及び精神、福祉支援ニーズへの対応が活動の中心～</b></p> <p><b>(3) 救護班の編成</b></p> <p>医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による救護班を、医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次により編成し実施する。</p> <p>ア 医師会の会員による救護班</p> <p>イ 歯科医師会の会員による救護班</p> <p>ウ 看護協会の会員による救護班</p> <p>エ 市町村立医療機関による救護班</p> <p>オ 市町村保健師による救護班</p> <p>カ 日本赤十字社青森県支部による救護班</p> <p>キ 地域県民局地域健康福祉部保健総室、県立中央病院、つくしが丘病院及び精神保健福祉センターによる救護班</p> <p>ク 弘前大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構及び</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><b>(3) 救護班の編成</b></p> <p>医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による救護班を、医師会、<u>日本赤十字社等</u>の関係機関の協力により編成し実施する。</p> <p style="text-align: right;">記載内容の整理</p> |      |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p><u>国立療養所による救護班</u><br/><u>ケ 災害救助法の規定により従事命令を受けた医師、看護師等による救護班</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <b>医療、助産及び保健の実施</b><br/>医療、助産及び保健の実施は、次により行う。<br/>ア 医療、助産及び保健の対象者<br/>    (ア)・(イ) (略)<br/>    (ウ) 保健の対象者<br/>        a～c (略)<br/>        d <u>指定避難所</u>における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見られる者<br/>イ (略)<br/>ウ 実施方法<br/>    県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾン<del>は災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする</del><u>(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)</u>。<br/>    (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備等</u><br/><u>(10) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備</u><br/><u>(11) 災害福祉支援チーム(DCAT)の整備</u></p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) <b>医療、助産及び保健の実施</b><br/>医療、助産及び保健の実施は、次により行う。<br/>ア 医療、助産及び保健の対象者<br/>    (ア)・(イ) (略)<br/>    (ウ) 保健の対象者<br/>        a～c (略)<br/>        d <u>避難所や自宅等</u>における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見られる者<br/>イ (略)<br/>ウ 実施方法<br/>    県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾンは災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする。<br/><br/>    (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>(削除)</b></p> | <p>栄養の偏りは避難所以外でも発生し得る</p> <p>DMAT、DPATの整備が第3章第12節に移動したため、略称不要</p> <p>内容が第3章に該当するものだったため削除</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由   |
|--|---|--|
| <p><b>3 応援協力関係</b></p> <p>(1) 市町村は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市町村を応援する<u>保健医療現地調整本部員等</u>と情報連携することとする。</p> <p>(2) 県は、<u>保健医療現地調整本部員等</u>が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について<u>保健医療現地調整本部</u>及び<u>保健医療調整本部</u>にて行うこととする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p><b>(9) 各種災害派遣チームの派遣等</b></p> <p><u>ア 県は、必要な医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守るため、災害派遣医療チーム(DMAT)を医療機関等に派遣する。</u></p> <p><u>イ 県は、精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を医療機関等に派遣する。</u></p> <p><u>ウ 県は、被災地の医療救護ニーズに対し、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう総合調整を行うため、災害医療コーディネーター及びそれをサポートする災害時小児周産期リエゾン</u><u>を保健医療福祉(現地)調整本部に置く。</u></p> <p><u>エ 県は、被災自治体によるマネジメント支援を行うため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を保健医療福祉(現地)調整本部に置く。</u></p> <p><u>オ 県は、避難所の高齢者、障がい者等の二次被害の発生を防止するため、災害福祉支援チーム(DWAT)や災害支援ナースを避難所に派遣する。</u></p> <p><b>(10) 災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請</b></p> <p><u>県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p><b>3 応援協力関係</b></p> <p>(1) 市町村は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市町村を応援する<u>保健医療福祉現地調整本部員等</u>と情報連携することとする。</p> <p>(2) 県は、<u>保健医療福祉現地調整本部員等</u>が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について<u>保健医療福祉現地調整本部</u>及び<u>保健医療福祉調整本部</u>にて行うこととする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 18 頁、24 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 24 頁</p> <p>設置要綱の改正による</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由   |
|--|--|--|
| <p>(5) 県は、必要に応じ、他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等、<u>青森DMAT指定病院</u>、DPAT事務局に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するほか、県自らの救護班、県との協定に基づいて派遣される日本赤十字社青森県支部、県医師会及び県歯科医師会の救護班をもってしても必要な医療、助産及び保健の実施が困難な場合は、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、自衛隊又は他県へ医療、助産及び保健(自衛隊については助産を除く。)の実施について、応援を要請する。</p> <p>(6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、<u>日本医師会災害医療チーム(JMAT)</u>、<u>日本赤十字社</u>、<u>独立行政法人国立病院機構</u>、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、<u>国立大学病院</u>、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>、<u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て</u>、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 19 節 被災動物対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> | <p>(5) 県は、必要に応じ、他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等、<u>県内DMAT指定医療機関</u>、DPAT事務局に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するほか、県自らの救護班、県との協定に基づいて派遣される日本赤十字社青森県支部、県医師会及び県歯科医師会の救護班をもってしても必要な医療、助産及び保健の実施が困難な場合は、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、自衛隊又は他県へ医療、助産及び保健(自衛隊については助産を除く。)の実施について、応援を要請する。</p> <p>(6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、<u>下記の医療チーム等と協働し</u>、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p><u>記：日本医師会災害医療チーム(JMAT)</u>、<u>日本赤十字社</u>、<u>独立行政法人国立病院機構</u>、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、<u>国立大学病院</u>、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)</u>、<u>民間医療機関等</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 19 節 被災動物対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> | <p>日本 DMAT 活動要領に合わせた修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 18 頁、文言の修正</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由                    |
|---|--|-------------------------|
| <p>県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。</p> <p>(1) 指定避難所における家庭動物の適性飼養</p> <p>市町村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 輸送対策</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 輸送の方法</b></p> <p>応急対策活動のための輸送は、被害状況、物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量などを勘案し、最も適切な方法により行う。</p> <p>なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>県等防災関係機関は、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点(広域物資輸送拠点)、市町村が開設する二次物資拠点(地域内輸送拠点)を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊</p> | <p>県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。</p> <p>(1) 指定避難所における家庭動物の適性飼養</p> <p>市町村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、<u>飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応等</u>必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 輸送対策</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 輸送の方法</b></p> <p>応急対策活動のための輸送は、被害状況、物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量などを勘案し、最も適切な方法により行う。</p> <p>なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>県等防災関係機関は、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点(広域物資輸送拠点)、市町村が開設する二次物資拠点(地域内輸送拠点)を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 24 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由  |
|--|---|---|
| <p>急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握<u>しておく</u>。</p> <p>なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有<u>する</u>など、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><b>(4) 緊急通行車両の確認</b></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を<u>しておく</u>。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</p> | <p>急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握<u>するよう努める</u>。</p> <p>なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、<u>効率的に運営</u>できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、<u>運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保する</u>など、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p><u>併せて、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p><b>(4) 緊急通行車両の確認</b></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を<u>するよう努める</u>。<u>併せて、災害時応援協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</p> | <p>災基本計画新旧対照表 20 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 13～14 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 10 頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p>県内で風水害等の災害が発生し、被災市町村からの被災情報等により県(環境エネルギー部)と県社会福祉協議会等関係機関が協議して、防災ボランティアの協力を必要と判断した場合、速やかに防災ボランティア情報センター(以下「情報センター」という。)を設置し、県内全域を対象とする防災ボランティア活動を支援する。情報センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 23 節 防疫</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア 衛生情報の把握</p> <p>災害時には、災害の規模等に応じ必要な防疫組織を設け、気象、警察、消防等の関係機関及び被災地の地域県民局地域健康福祉部保健総室、市町村と緊密な連絡をとり衛生情報の早期把握に努める。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(略)</p> | <p>県内で風水害等の災害が発生し、被災市町村からの被災情報等により県(交通・地域社会部)と県社会福祉協議会等関係機関が協議して、防災ボランティアの協力を必要と判断した場合、速やかに防災ボランティア情報センター(以下「情報センター」という。)を設置し、県内全域を対象とする防災ボランティア活動を支援する。情報センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><b>(3) ボランティア団体との連携</b></p> <p><u>県は、ボランティア団体等に対し、被害の大きい被災市町村や避難所における良好な生活環境の確保に課題があると判断される被災地への支援を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 23 節 防疫</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア 衛生情報の把握</p> <p>災害時には、災害の規模等に応じ必要な防疫組織を設け、気象、警察、消防等の関係機関及び被災地の県保健所、市町村と緊密な連絡をとり衛生情報の早期把握に努める。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(略)</p> | <p>修正漏れ</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>県の組織再編による</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</b></p> <p><b>1 廃棄物等処理</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 実施内容</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 死亡獣畜の処理</p> <p>死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体(家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。))の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適正に処理することを指導する。</p> <p>なお、搬送が不可能な場合は、<u>地域県民局地域健康福祉部保健総室</u>に相談した上で適切な方法で搬送する。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 上下水道施設</b></p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</b></p> <p><b>1 廃棄物等処理</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 実施内容</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 死亡獣畜の処理</p> <p>死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体(家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。))の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適正に処理することを指導する。</p> <p>なお、搬送が不可能な場合は、<u>県保健所</u>に相談した上で適切な方法で搬送する。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 上下水道施設</b></p> <p><u>上下水道施設の応急復旧に当たっては、公衆衛生の観点から、早期復旧に配慮するものとする。</u></p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>県の組織再編による</p> <p>上下水道施設の公衆衛生上の重要性を踏まえた修正</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由   |         |         |      |   |  |      |   |  |    |  |  |                               |
|---|--|--|---------|---------|------|---|--|------|---|--|----|--|--|-------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第1節 雪害対策</b></p> <p><b>1 予防対策</b><br/>1 (略)</p> <p><b>2 実施機関</b><br/>実施機関は予防対策ごとに下表に示すとおりとする。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第1節 雪害対策</b></p> <p><b>1 豪雪対策本部・豪雪警戒本部の設置等</b></p> <table border="1" data-bbox="1014 327 1805 721"> <thead> <tr> <th></th> <th>県豪雪対策本部</th> <th>県豪雪警戒本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基準</td> <td>県内における豪雪による広範囲な災害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合</td> <td>次のいずれかに該当した場合<br/>① 県内の指定雪量観測点(青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、野辺地町)の積雪状況が複数地点で警戒積雪深を越えた場合<br/>② 指定雪量観測点以外の複数の地点において積雪状況が平年の積雪を越え、当該市町村が警戒態勢に移行している場合<br/>③ 知事が必要と認める場合</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>県豪雪対策本部は次の事務を処理する。<br/>① 豪雪による災害等への対応に万全を期する体制の確立に関すること。<br/>② 災害の情報収集に関すること。<br/>③ 庁内の豪雪対策に関すること。<br/>④ 市町村等の対応状況の把握等に関すること。<br/>⑤ その他本部長が必要と認める事項に関すること。</td> <td>県豪雪警戒本部は次の事務を処理する。<br/>① 警戒態勢の確立に関すること。<br/>② 災害の情報収集に関すること。<br/>③ 庁内の豪雪対策に関すること。<br/>④ 市町村等の対応状況の把握等に関すること。<br/>⑤ その他本部長が必要と認める事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>県豪雪対策本部の組織は次のとおりとする。<br/>① 本部長は知事とする。<br/>② 副本部長は副知事とする。<br/>③ 対策本部の構成員は、各部局長とする。</td> <td>県豪雪警戒本部の組織は次のとおりとする。<br/>① 警戒本部長は危機管理局長とする。<br/>② 警戒副本部長は危機管理副局長とする。<br/>③ 警戒本部の構成員は、各部局主管課長等とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 予防対策</b><br/>1 (略)</p> <p><b>2 実施機関</b><br/>実施機関は予防対策ごとに下表に示すとおりとする。</p> |  | 県豪雪対策本部 | 県豪雪警戒本部 | 設置基準 | 県内における豪雪による広範囲な災害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 | 次のいずれかに該当した場合<br>① 県内の指定雪量観測点(青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、野辺地町)の積雪状況が複数地点で警戒積雪深を越えた場合<br>② 指定雪量観測点以外の複数の地点において積雪状況が平年の積雪を越え、当該市町村が警戒態勢に移行している場合<br>③ 知事が必要と認める場合 | 所掌事務 | 県豪雪対策本部は次の事務を処理する。<br>① 豪雪による災害等への対応に万全を期する体制の確立に関すること。<br>② 災害の情報収集に関すること。<br>③ 庁内の豪雪対策に関すること。<br>④ 市町村等の対応状況の把握等に関すること。<br>⑤ その他本部長が必要と認める事項に関すること。 | 県豪雪警戒本部は次の事務を処理する。<br>① 警戒態勢の確立に関すること。<br>② 災害の情報収集に関すること。<br>③ 庁内の豪雪対策に関すること。<br>④ 市町村等の対応状況の把握等に関すること。<br>⑤ その他本部長が必要と認める事項に関すること。 | 組織 | 県豪雪対策本部の組織は次のとおりとする。<br>① 本部長は知事とする。<br>② 副本部長は副知事とする。<br>③ 対策本部の構成員は、各部局長とする。 | 県豪雪警戒本部の組織は次のとおりとする。<br>① 警戒本部長は危機管理局長とする。<br>② 警戒副本部長は危機管理副局長とする。<br>③ 警戒本部の構成員は、各部局主管課長等とする。 | <p>豪雪対策本部等を地域防災計画に位置付けるため</p> |
|   | 県豪雪対策本部  | 県豪雪警戒本部  |         |         |      |   |  |      |   |  |    |  |  |                               |
| 設置基準  | 県内における豪雪による広範囲な災害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合  | 次のいずれかに該当した場合<br>① 県内の指定雪量観測点(青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、野辺地町)の積雪状況が複数地点で警戒積雪深を越えた場合<br>② 指定雪量観測点以外の複数の地点において積雪状況が平年の積雪を越え、当該市町村が警戒態勢に移行している場合<br>③ 知事が必要と認める場合 |         |         |      |   |  |      |   |  |    |  |  |                               |
| 所掌事務  | 県豪雪対策本部は次の事務を処理する。<br>① 豪雪による災害等への対応に万全を期する体制の確立に関すること。<br>② 災害の情報収集に関すること。<br>③ 庁内の豪雪対策に関すること。<br>④ 市町村等の対応状況の把握等に関すること。<br>⑤ その他本部長が必要と認める事項に関すること。  | 県豪雪警戒本部は次の事務を処理する。<br>① 警戒態勢の確立に関すること。<br>② 災害の情報収集に関すること。<br>③ 庁内の豪雪対策に関すること。<br>④ 市町村等の対応状況の把握等に関すること。<br>⑤ その他本部長が必要と認める事項に関すること。                   |         |         |      |   |  |      |   |  |    |  |  |                               |
| 組織  | 県豪雪対策本部の組織は次のとおりとする。<br>① 本部長は知事とする。<br>② 副本部長は副知事とする。<br>③ 対策本部の構成員は、各部局長とする。   | 県豪雪警戒本部の組織は次のとおりとする。<br>① 警戒本部長は危機管理局長とする。<br>② 警戒副本部長は危機管理副局長とする。<br>③ 警戒本部の構成員は、各部局主管課長等とする。   |         |         |      |   |  |      |   |  |    |  |  |                               |

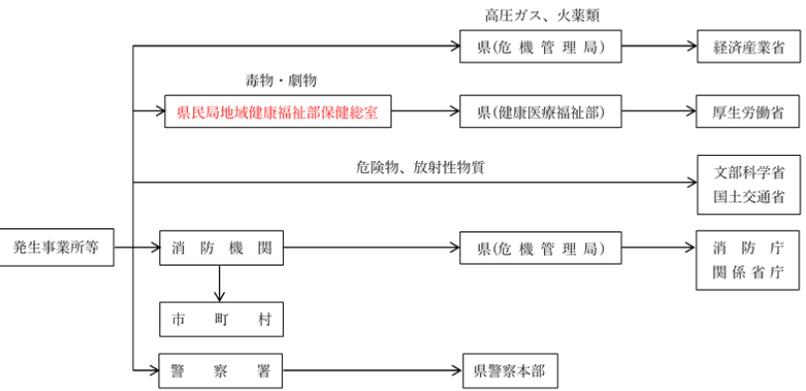
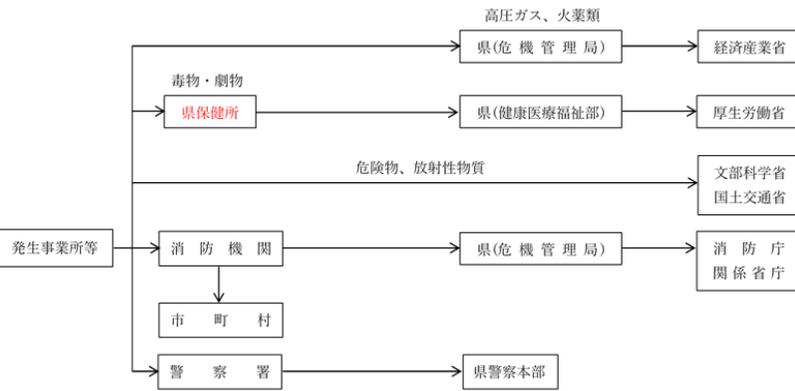
| 現 行   |                |       |       |       |                | 変 更 案   |                |       |       |       |                | 変更理由               |                    |
|---|----------------|-------|-------|-------|----------------|---|----------------|-------|-------|-------|----------------|--------------------|--------------------|
| <b>(1) 道路交通対策、公共交通対策、生活関連施設等の整備、農林水産業の生産条件の確保</b> |                |       |       |       |                | <b>(1) 道路交通対策、公共交通対策、生活関連施設等の整備、農林水産業の生産条件の確保</b> |                |       |       |       |                | 東日本高速道路(株)の組織改編による |                    |
| 実施機関  | 道路交通           | 公共交通  | 生活関連  | 農林水産  | 文教対策           | 実施機関  | 道路交通           | 公共交通  | 生活関連  | 農林水産  | 文教対策           |                    |                    |
| 東北地方整備局(青森河川国道事務所)                                | ○              | -     | -     | -     | -              | 東北地方整備局(青森河川国道事務所)                                | ○              | -     | -     | -     | -              |                    |                    |
| 青森地方気象台   | ○              | ○     | ○     | ○     | ○              | 青森地方気象台   | ○              | ○     | ○     | ○     | ○              |                    |                    |
| 青森県   | 県土整備部          | 県土整備部 | 県土整備部 | 県土整備部 | 県土整備部          | 青森県   | 県土整備部          | 県土整備部 | 県土整備部 | 県土整備部 | 県土整備部          |                    |                    |
| 市町村   | ○              | -     | ○     | ○     | ○              | 市町村   | ○              | -     | ○     | ○     | ○              |                    |                    |
| 県警察   | ○              | -     | -     | -     | -              | 県警察   | ○              | -     | -     | -     | -              |                    |                    |
| 県教育委員会  | -              | -     | -     | -     | ○              | 県教育委員会  | -              | -     | -     | -     | ○              |                    |                    |
| 市町村教育委員会  | -              | -     | -     | -     | ○              | 市町村教育委員会  | -              | -     | -     | -     | ○              |                    |                    |
| 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)                   | ○              | -     | -     | -     | -              | 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所)                       | ○              | -     | -     | -     | -              |                    |                    |
| 県道路公社   | ○              | -     | -     | -     | -              | 県道路公社   | ○              | -     | -     | -     | -              |                    |                    |
| 鉄道事業者   | -              | ○     | -     | -     | -              | 鉄道事業者   | -              | ○     | -     | -     | -              |                    |                    |
| 一般乗合旅客自動車運送業者                                     | -              | ○     | -     | -     | -              | 一般乗合旅客自動車運送業者                                     | -              | ○     | -     | -     | -              |                    |                    |
| 東北電力株式会社青森支店                                      | -              | -     | ○     | -     | -              | 東北電力株式会社青森支店                                      | -              | -     | ○     | -     | -              |                    |                    |
| ガス事業者   | -              | -     | ○     | -     | -              | ガス事業者   | -              | -     | ○     | -     | -              |                    |                    |
| 上下水道事業者   | -              | -     | ○     | -     | -              | 上下水道事業者   | -              | -     | ○     | -     | -              |                    |                    |
| 東日本電信電話株式会社等                                      | -              | -     | ○     | -     | -              | 東日本電信電話株式会社等                                      | -              | -     | ○     | -     | -              |                    |                    |
| 農林水産業関係団体   | -              | -     | -     | ○     | -              | 農林水産業関係団体   | -              | -     | -     | ○     | -              |                    |                    |
| 国立・私立各学校等管理者                                      | -              | -     | -     | -     | ○              | 国立・私立各学校等管理者                                      | -              | -     | -     | -     | ○              |                    |                    |
| <b>(2) 防雪対策(なだれ災害、地吹雪災害、着雪災害、融雪災害)、屋根雪等の処理</b>    |                |       |       |       |                | <b>(2) 防雪対策(なだれ災害、地吹雪災害、着雪災害、融雪災害)、屋根雪等の処理</b>    |                |       |       |       |                |                    | 東日本高速道路(株)の組織改編による |
| 実施機関  | なだれ            | 地吹雪   | 着雪    | 融雪    | 屋根雪            | 実施機関  | なだれ            | 地吹雪   | 着雪    | 融雪    | 屋根雪            |                    |                    |
| 東北地方整備局(青森河川国道事務所)                                | ○              | ○     | -     | ○     | -              | 東北地方整備局(青森河川国道事務所)                                | ○              | ○     | -     | ○     | -              |                    |                    |
| 青森地方気象台   | ○              | ○     | ○     | ○     | -              | 青森地方気象台   | ○              | ○     | ○     | ○     | -              |                    |                    |
| 青森県   | 農林水産部<br>県土整備部 | 県土整備部 | 農林水産部 | 県土整備部 | 県土整備部<br>危機管理局 | 青森県   | 農林水産部<br>県土整備部 | 県土整備部 | 農林水産部 | 県土整備部 | 県土整備部<br>危機管理局 |                    |                    |
| 市町村   | ○              | ○     | ○     | ○     | ○              | 市町村   | ○              | ○     | ○     | ○     | ○              |                    |                    |
| 県警察   | -              | ○     | ○     | -     | ○              | 県警察   | -              | ○     | ○     | -     | ○              |                    |                    |
| 東日本高速道路株式会社<br>(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)               | -              | ○     | -     | -     | -              | 東日本高速道路株式会社<br>(東北支社青森・八戸管理事務所)                   | -              | ○     | -     | -     | -              |                    |                    |
| 鉄道事業者   | ○              | ○     | ○     | -     | -              | 鉄道事業者   | ○              | ○     | ○     | -     | -              |                    |                    |
| 東北電力株式会社青森支店                                      | -              | -     | ○     | -     | -              | 東北電力株式会社青森支店                                      | -              | -     | ○     | -     | -              |                    |                    |

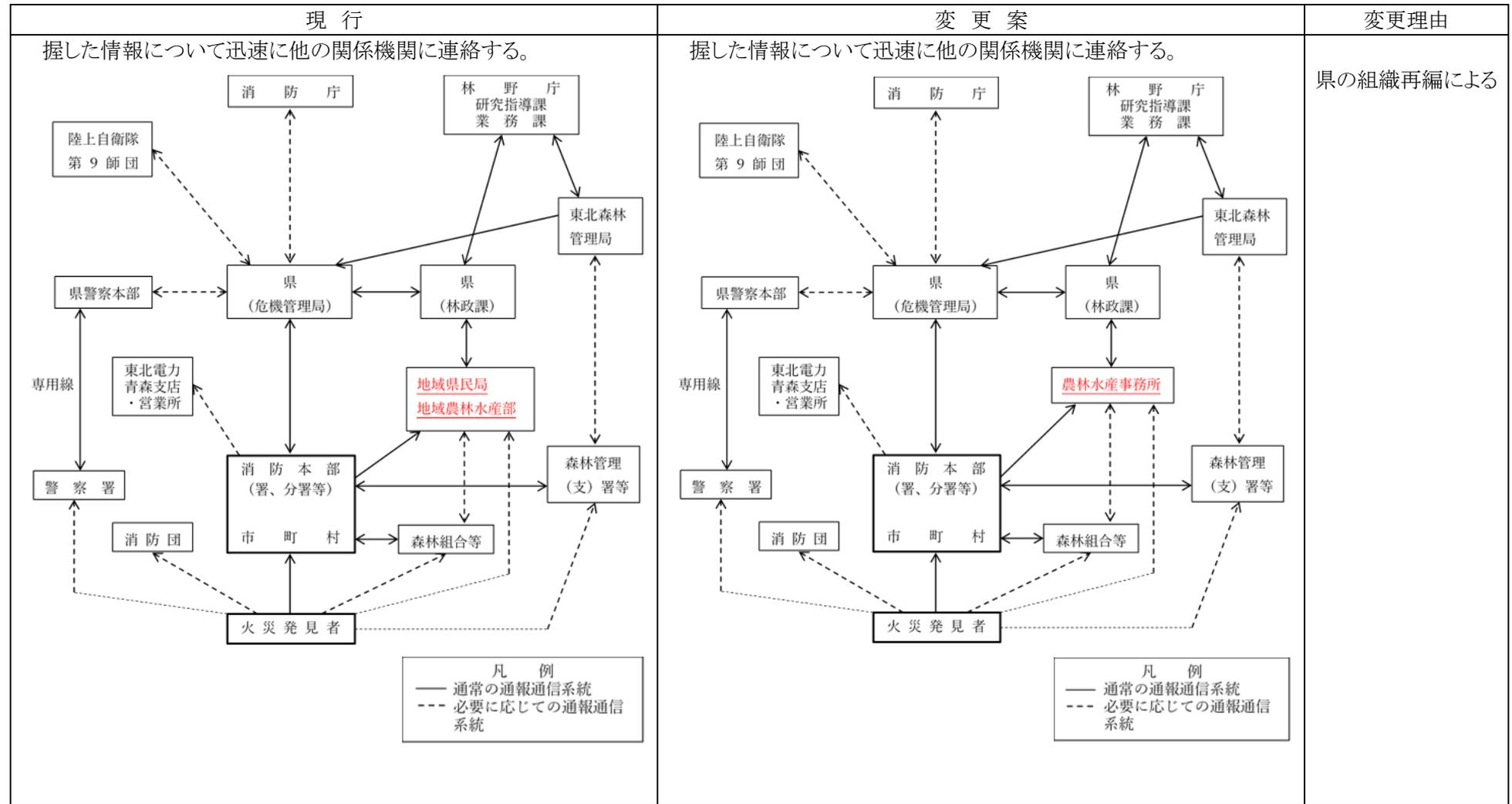
| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p><b>3 実施内容</b><br/>                     (1)～(4)<br/>                     (5) 道路交通対策<br/>                         ア・イ (略)<br/>                         ウ 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・<b>十和田</b>管理事務所)<br/>                             冬期間における高速自動車国道等の交通を確保するため、除雪機械及び要員の充実を図り、除(排)雪体制を強化する。<br/>                         エ・オ (略)<br/>                     (6)～(13) (略)</p> <p><b>2 応急対策</b><br/>                     豪雪時において産業の機能低下の防止及び住民の生活を確保するため、以下のとおり道路交通確保を最重点とした除雪対策等を行うものとする。</p> <p><b>1 道路交通の確保</b><br/>                     (1) 実施責任者<br/>                         (略)<br/>                         東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・<b>十和田</b>管理事務所)<br/>                         (略)<br/>                     (2) 実施内容<br/>                         ア 情報の収集、伝達<br/>                             (ア)～(ウ) (略)<br/>                             (エ) 豪雪時における情報収集、伝達は、次により行う。<br/>                     (図は次のページ)</p> | <p><b>3 実施内容</b><br/>                     (1)～(4)<br/>                     (5) 道路交通対策<br/>                         ア・イ (略)<br/>                         ウ 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所)<br/>                             冬期間における高速自動車国道等の交通を確保するため、除雪機械及び要員の充実を図り、除(排)雪体制を強化する。<br/>                         エ・オ (略)<br/>                     (6)～(13) (略)</p> <p><b>3 応急対策</b><br/>                     豪雪時において産業の機能低下の防止及び住民の生活を確保するため、以下のとおり道路交通確保を最重点とした除雪対策等を行うものとする。</p> <p><b>1 道路交通の確保</b><br/>                     (1) 実施責任者<br/>                         (略)<br/>                         東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所)<br/>                         (略)<br/>                     (2) 実施内容<br/>                         ア 情報の収集、伝達<br/>                             (ア)～(ウ) (略)<br/>                             (エ) 豪雪時における情報収集、伝達は、次により行う。<br/>                     (図は次のページ)</p> | <p>東日本高速道路(株)の組織改編による</p> <p>東日本高速道路(株)の組織改編による</p> |

| 現行  | 変更案   | 変更理由                                    |
|---|---|---|
| <p>イ 道路交通の確保<br/>(ア) 県<br/>a (略)<br/>b 除(排)雪の体制</p> | <p>イ 道路交通の確保<br/>(ア) 県<br/>a (略)<br/>b 除(排)雪の体制</p> | <p>県の組織再編による<br/>東日本高速道路(株)の組織改編による</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由                                       |
|---|---|--|
| <p><u>地域県民局地域整備部</u>の管轄区域の積雪、降雪状況に応じ、段階的に次の体制をとり、除(排)雪を実施する。</p> <p>表 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・<u>十和田</u>管理事務所の除雪計画に基づき、関係機関と密接に連携し、交通の安全確保、円滑化のため、迅速かつ除(排)雪を実施する。</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 航空災害対策</b></p> <p>1 予防対策 (略)</p> <p>2 応急対策</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報の収集・伝達</b></p> <p>航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>ア・イ (略)</p> | <p><u>県土整備事務所</u>の管轄区域の積雪、降雪状況に応じ、段階的に次の体制をとり、除(排)雪を実施する。</p> <p>表 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所の除雪計画に基づき、関係機関と密接に連携し、交通の安全確保、円滑化のため、迅速かつ除(排)雪を実施する。</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 航空災害対策</b></p> <p>1 予防対策 (略)</p> <p>2 応急対策</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報の収集・伝達</b></p> <p>航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>ア・イ (略)</p> | <p>県の組織再編による</p> <p>東日本高速道路(株)の組織改編による</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由            |
|---|---|-----------------|
| <p>ウ 大湊飛行場周辺における航空機事故</p> <p>エ・オ (略)<br/>(略)</p> <p><b>第6節 危険物等災害対策</b></p> <p>1 予防対策 (略)</p> <p>2 応急対策<br/><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> | <p>ウ 大湊飛行場周辺における航空機事故</p> <p>エ・オ (略)<br/>(略)</p> <p><b>第6節 危険物等災害対策</b></p> <p>1 予防対策 (略)</p> <p>2 応急対策<br/><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> | <p>自衛隊の組織再編</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由             |
|--|--|------------------|
| <p><b>(1) 情報の収集・伝達</b><br/>                     危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p>  <pre>                     graph LR                         A[発生事業所等] --&gt; B[消防機関]                         A --&gt; C[警察署]                         B --&gt; D[市]                         B --&gt; E[町]                         B --&gt; F[村]                         C --&gt; G[県警察本部]                         B --&gt; H[県(危機管理局)]                         H --&gt; I[経済産業省]                         H --&gt; J[消防庁関係省庁]                         A --&gt; K[県(危機管理局)]                         K --&gt; L[高圧ガス、火薬類]                         L --&gt; M[経済産業省]                         A --&gt; N[県(健康医療福祉部)保健総室]                         N --&gt; O[県(健康医療福祉部)]                         O --&gt; P[厚生労働省]                         A --&gt; Q[危険物、放射性物質]                         Q --&gt; R[文部科学省]                         Q --&gt; S[国土交通省]                     </pre> <p>(略)</p> <p><b>第8節 大規模な林野火災対策</b></p> <p>1 予防対策 (略)</p> <p>2 応急対策</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報の収集・伝達</b><br/>                     大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把</p> | <p><b>(1) 情報の収集・伝達</b><br/>                     危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p>  <pre>                     graph LR                         A[発生事業所等] --&gt; B[消防機関]                         A --&gt; C[警察署]                         B --&gt; D[市]                         B --&gt; E[町]                         B --&gt; F[村]                         C --&gt; G[県警察本部]                         B --&gt; H[県(危機管理局)]                         H --&gt; I[経済産業省]                         H --&gt; J[消防庁関係省庁]                         A --&gt; K[県(保健所)]                         K --&gt; L[県(健康医療福祉部)]                         L --&gt; M[厚生労働省]                         A --&gt; N[危険物、放射性物質]                         N --&gt; O[文部科学省]                         N --&gt; P[国土交通省]                     </pre> <p>(略)</p> <p><b>第8節 大規模な林野火災対策</b></p> <p>1 予防対策 (略)</p> <p>2 応急対策</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報の収集・伝達</b><br/>                     大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把</p> | <p>県の組織再編による</p> |



| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                            |
|--|---|---------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第1節 公共施設災害復旧</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 災害復旧事業計画の作成及び実施</b><br/>                     公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 公共施設災害復旧事業の種類</b><br/>                     公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりである。<br/>                     ア 公共土木施設災害復旧(県農林水産部、県県土整備部)<br/>                     (ア)～(ケ) (略)</p> <p><u>(コ)・(サ)</u> (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p><b>4・5 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p><b>1～3 (略)</b></p> <p><b>4 生業資金の確保(県健康医療福祉部、市町村、県・市町村社会福祉協議会)</b><br/>                     災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付</p> | <p style="text-align: center;"><b>第1節 公共施設災害復旧</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 災害復旧事業計画の作成及び実施</b><br/>                     公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 公共施設災害復旧事業の種類</b><br/>                     公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりである。<br/>                     ア 公共土木施設災害復旧(県農林水産部、県県土整備部)<br/>                     (ア)～(ケ) (略)</p> <p><u>(コ) 水道災害復旧事業</u></p> <p><u>(サ)・(シ)</u> (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p><b>4・5 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p><b>1～3 (略)</b></p> <p><b>4 生業資金の確保(県健康医療福祉部、市町村、県・市町村社会福祉協議会)</b><br/>                     災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付</p> | <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正による</p> |

風水害等災害対策編 第6章 災害復旧対策計画

| 現 行   | 変 更 案                                       | 変更理由      |
|---|---|-----------|
| 実施機関:県、中核市<br>申込先: <u>地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室</u> 、<br>中核市の福祉事務所 | 実施機関:県、中核市<br>申込先: <u>県福祉事務所</u> 、中核市の福祉事務所 | 県の組織再編による |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由 |
|---|---|------|
| 目 次   | 目 次   |      |
| <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の主な活断層</p> <p>第8節 青森県の地震・津波</p> <p>第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>第10節 災害の想定</p> <p><b>第 2 章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p><b>第 3 章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第7節 企業防災の促進</p> <p>第8節 防災訓練</p> | <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の主な活断層</p> <p>第8節 青森県の地震・津波</p> <p>第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>第10節 災害の想定</p> <p><b>第 2 章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p><b>第 3 章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第7節 企業防災の促進</p> <p>第8節 防災訓練</p> |      |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由                            |
|---|---|---------------------------------|
| <p>第9節 避難対策<br/>           第10節 災害備蓄対策<br/>           第11節 津波災害対策<br/>           第12節 火災予防対策<br/>           第13節 水害対策<br/>           第14節 土砂災害対策<br/>           第15節 建築物等対策<br/>           第16節 都市災害対策<br/>           第17節 要配慮者安全確保対策<br/>           第18節 防災ボランティア活動対策<br/>           第19節 災害廃棄物対策<br/>           第20節 積雪期の地震災害対策<br/>           第21節 文教対策<br/>           第22節 警備対策<br/>           第23節 交通施設対策<br/>           第24節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>           第25節 危険物施設等対策<br/>           第26節 複合災害対策</p> <p>第4章 災害応急対策計画<br/>           第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達<br/>           第2節 情報収集及び被害等報告<br/>           第3節 通信連絡<br/>           第4節 災害広報・情報提供<br/>           第5節 自衛隊災害派遣要請<br/>           第6節 広域応援<br/>           第7節 航空機運用<br/>           第8節 避難<br/>           第9節 消防</p> | <p>第9節 避難対策<br/>           第10節 災害備蓄対策<br/>           第11節 津波災害対策<br/>           第12節 火災予防対策<br/>           第13節 水害対策<br/>           第14節 土砂災害対策<br/>           第15節 建築物等対策<br/>           第16節 都市災害対策<br/>           第17節 要配慮者安全確保対策<br/>           第18節 防災ボランティア活動対策<br/>           第19節 災害廃棄物対策<br/>           第20節 積雪期の地震災害対策<br/>           第21節 文教対策<br/>           第22節 警備対策<br/>           第23節 交通施設対策<br/>           第24節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>           第25節 危険物施設等対策<br/>           第26節 複合災害対策<br/> <u>第27節 孤立対策</u></p> <p>第4章 災害応急対策計画<br/>           第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達<br/>           第2節 情報収集及び被害等報告<br/>           第3節 通信連絡<br/>           第4節 災害広報・情報提供<br/>           第5節 自衛隊災害派遣要請<br/>           第6節 広域応援<br/>           第7節 航空機運用<br/>           第8節 避難<br/>           第9節 消防</p> | <p>能登半島地震を踏まえて孤立対策に関する節を設ける</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由 |
|---|---|------|
| <p>第10節 水防<br/>                     第11節 救出<br/>                     第12節 食料供給<br/>                     第13節 給水<br/>                     第14節 応急住宅供給<br/>                     第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬<br/>                     第16節 障害物除去<br/>                     第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与<br/>                     第18節 医療、助産及び保健<br/>                     第19節 被災動物対策<br/>                     第20節 輸送対策<br/>                     第21節 労務供給<br/>                     第22節 防災ボランティア受入・支援対策<br/>                     第23節 防疫<br/>                     第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止<br/>                     第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定<br/>                     第26節 金融機関対策<br/>                     第27節 文教対策<br/>                     第28節 警備対策<br/>                     第29節 交通対策<br/>                     第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>                     第31節 石油燃料供給対策<br/>                     第32節 危険物施設等災害応急対策<br/>                     第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p> | <p>第10節 水防<br/>                     第11節 救出<br/>                     第12節 食料供給<br/>                     第13節 給水<br/>                     第14節 応急住宅供給<br/>                     第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬<br/>                     第16節 障害物除去<br/>                     第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与<br/>                     第18節 医療、助産及び保健<br/>                     第19節 被災動物対策<br/>                     第20節 輸送対策<br/>                     第21節 労務供給<br/>                     第22節 防災ボランティア受入・支援対策<br/>                     第23節 防疫<br/>                     第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止<br/>                     第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定<br/>                     第26節 金融機関対策<br/>                     第27節 文教対策<br/>                     第28節 警備対策<br/>                     第29節 交通対策<br/>                     第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>                     第31節 石油燃料供給対策<br/>                     第32節 危険物施設等災害応急対策<br/>                     第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p> |      |
| <p><b>第5章 災害復旧対策計画</b><br/>                     第1節 公共施設災害復旧<br/>                     第2節 民生安定のための金融対策<br/>                     第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p>  | <p><b>第5章 災害復旧対策計画</b><br/>                     第1節 公共施設災害復旧<br/>                     第2節 民生安定のための金融対策<br/>                     第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p>  |      |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由 |
|---|---|------|
| <p>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> | <p>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> |      |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 市町村</b><br/> <b>(1) 市町村</b><br/>           ア～キ (略)<br/>           ク 要配慮者(高齢者、<b>障害者</b>、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の安全確保に関すること<br/>           ケ～テ (略)<br/> <b>(2) (略)</b></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 自衛隊(陸上自衛隊第9師団、<b>海上自衛隊大湊地方隊</b>、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)</b><br/>           ア・イ (略)</p> <p><b>5 指定公共機関</b><br/> <b>(1)～(10) (略)</b><br/> <b>(11) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・<b>十和田</b>管理事務所)</b><br/>           東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること</p> <p><b>6・7 (略)</b></p> | <p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 市町村</b><br/> <b>(1) 市町村</b><br/>           ア～キ (略)<br/>           ク 要配慮者(高齢者、<b>障がい者</b>、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の安全確保に関すること<br/>           ケ～テ (略)<br/> <b>(2) (略)</b></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 自衛隊(陸上自衛隊第9師団、<b>海上自衛隊大湊地区隊</b>、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)</b><br/>           ア・イ (略)</p> <p><b>5 指定公共機関</b><br/> <b>(1)～(10) (略)</b><br/> <b>(11) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所)</b><br/>           東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること</p> <p><b>6・7 (略)</b></p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>自衛隊の組織再編</p> <p>東日本高速道路(株)の組織改編による</p> |

| 現 行   |      | 変 更 案   |  |      |  | 変更理由 |
|---|------|---|--|------|--|------|
| 第2節 配備態勢  |      | 第2節 配備態勢  |  |      |  |      |
| <p>県の地域内において地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。</p> |      | <p>県の地域内において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。</p>   |  |      |  |      |
| 態勢  | 準備態勢 | 警戒態勢  |  | 非常態勢 |  |      |
| 略号  | 1号   | 2号-1  | 2号-2   | 3号   |  |      |
| 概要  |      | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢  | 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢  |      |  |      |
| 配備基準  | 略    | <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの気象警報が発表された場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④高潮警報</li> <li>⑤大雪警報（概ね1m以上）</li> <li>⑥暴風雪警報</li> </ul> </li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</li> <li>震度5弱の地震が観測された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続く予想される場合</li> <li>記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等）</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</li> <li>十和田において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合</li> <li>震度5強の地震が観測された場合</li> <li>津波注意報が発表された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | 略    |  |      |
| 設置する組織  |      |   |  |      |  |      |
| 配備決定者   |      |   |  |      |  |      |
| 態勢責任者   |      |   |  |      |  |      |
| 態勢  | 準備態勢 | 警戒態勢  |  | 非常態勢 |  |      |
| 略号  | 1号   | 2号-1  | 2号-2   | 3号   |  |      |
| 概要  |      | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢  | 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢  |      |  |      |
| 配備基準  | 略    | <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの気象警報が発表された場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④高潮警報</li> <li>⑤大雪警報（概ね1m以上）</li> <li>⑥暴風雪警報</li> </ul> </li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</li> <li>震度5弱の地震が観測された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続く予想される場合</li> <li>記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等）</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</li> <li>十和田において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合</li> <li>震度5強の地震が観測された場合</li> <li>津波注意報が発表された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | 略    |  |      |
| 設置する組織  |      |   |  |      |  |      |
| 配備決定者   |      |   |  |      |  |      |
| 態勢責任者   |      |   |  |      |  |      |

記載漏れ

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由                               |
|---|---|------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第3節 県災害対策本部</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、県災害対策本部が設置されたときは、他の法令等に基づき、他に設置されている「<u>青森県保健医療調整本部</u>」、「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の健康医療福祉部、県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>1 組織</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県災害対策本部に、<u>地域県民局の管轄区域</u>ごとに本部の事務を分掌させるため必要に応じ支部を置き、<u>地域県民局長</u>をその支部長として充てる。</p> <p>(7) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 県災害対策本部に準じた組織</b></p> <p><b>1 県災害警戒本部(警戒態勢2号－2)</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>(3) 支部</b></p> <p>災害の状況に応じて、<u>地域県民局地域連携部長</u>を地方支部長とする県災害警戒地方支部を設置する。支部の設置は、危機管理局長が決定する。</p> <p>なお、地方支部の運営については、県災害対策本部地方支部の運営に準じる。</p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第3節 県災害対策本部</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、県災害対策本部が設置されたときは、他の法令等に基づき、他に設置されている「<u>青森県保健医療福祉調整本部</u>」、「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の健康医療福祉部、県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>1 組織</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県災害対策本部に、<u>青森県災害対策本部に関する規則に定める所管区域</u>ごとに本部の事務を分掌させるため必要に応じ支部を置き、<u>地域連携事務所長</u>をその支部長として充てる。</p> <p>(7) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 県災害対策本部に準じた組織</b></p> <p><b>1 県災害警戒本部(警戒態勢2号－2)</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>(3) 支部</b></p> <p>災害の状況に応じて、<u>地域連携事務所長</u>を地方支部長とする県災害警戒地方支部を設置する。支部の設置は、危機管理局長が決定する。</p> <p>なお、地方支部の運営については、県災害対策本部地方支部の運営に準じる。</p> <p>(略)</p> | <p>設置要綱の改正による</p> <p>県の組織再編による</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由   |
|---|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第1節 調査研究</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>                     (1)～(3) (略)<br/> <b>(4) 防災公共推進計画の推進</b><br/> <u>大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難経路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市町村は一体となって最適な避難経路、指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難経路、指定避難所等を確保するため、必要な対策やその優先度について必要の都度修正を行う。さらに、市町村と連携しながら県民へ周知することや、計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 防災業務施設・設備等の整備</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>                     (1) (略)<br/> <b>(2) 消防施設・設備等</b><br/>                     消防施設・設備等の設置者及び管理者は、地震発生時における同時多発火災に<b>対処</b>できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽(飲料水兼用)等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。特に危険物災害、高層ビル火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第1節 調査研究</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>                     (1)～(3) (略)<br/> <b>(削除)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 防災業務施設・設備等の整備</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b><br/>                     (1) (略)<br/> <b>(2) 消防施設・設備等</b><br/>                     消防施設・設備等の設置者及び管理者は、地震発生時における同時多発火災<b>や津波災害など多様な災害にも対処</b>できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽(飲料水兼用)等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。特に危険物災害、高層ビル火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備</p> | <p>第 27 節追加による内容の重複</p> <p>防災基本計画新旧対照表 10頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由   |
|---|--|--|
| <p>(略)</p> <p><b>(3) 通信施設・設備等</b></p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、<u>公共安全 LTE(PS-LTE)</u>、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>障害</u>の種類及び程度に応じて<u>障害者</u>が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、<u>障害</u>の種類及び程度に応じて<u>障害者</u>が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p><b>(4)・(5) (略)</b></p> <p><b>(6) 救助資機材等</b></p> <p>消防機関等は、人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材を整備、点検する。</p> <p>また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> | <p>を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>(3) 通信施設・設備等</b></p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、<u>公共安全モバイルシステム</u>、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>障がい</u>の種類及び程度に応じて<u>障がい者</u>が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、<u>障がい</u>の種類及び程度に応じて<u>障がい者</u>が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p><b>(4)・(5) (略)</b></p> <p><b>(6) 救助資機材等</b></p> <p>消防機関等は、人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材を整備、点検する。</p> <p><u>当該資機材の整備の際は、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合もあることに留意する。</u></p> | <p>防災基本計画新旧対照表 8頁</p> <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>防災基本計画新旧対照表 10頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p>(7)・(8) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 青森県防災情報ネットワーク</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>青森県総合防災情報システムの活用</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 防災情報の共有化</p> <p>インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に提供する。</p> <p>(3) (略)</p> | <p>また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 青森県防災情報ネットワーク</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>青森県総合防災情報システムの活用</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 防災情報の共有化</p> <p>インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に提供する。</p> <p><u>また、必要に応じて、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に防災情報を集約できるよう連携を検討する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><b>(4) 通信手段の確保策</b></p> <p><u>防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保するよう努める。</u></p> <p><u>また、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p><u>なお、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努める。</u></p> | <p>防災基本計画新旧対照表 7頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 8頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由                                    |
|---|--|---|
| <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の地震・津波災害に対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、<b>障害者</b>、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>住民に対する防災思想の普及</b></p> <p>ア 国、県、市町村等防災関係機関は、津波による人的被害を軽減する方策として住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説</li> <li>・津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明</li> <li>・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避難の妨げになることなどの啓発活動</li> </ul> | <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の地震・津波災害に対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、<b>障がい者</b>、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。<u>この他、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。</u></p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>住民に対する防災思想の普及</b></p> <p>ア 国、県、市町村等防災関係機関は、津波による人的被害を軽減する方策として住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説</li> <li>・津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明</li> <li>・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避難の妨げになることなどの啓発活動</li> </ul> | <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>防災基本計画新旧対照表 5頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                         |
|--|--|------------------------------|
| <p>・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育</p> <p>なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、県全体としての防災意識の向上を推進する。</p> <p>なお、普及啓発の方法及び内容は次による。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 普及内容</p> <p>a (略)</p> <p>b 住民においてとるべき次の措置</p> <p>(a) 家庭においてとるべき次の措置</p> <p>(平時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における各自の役割分担</li> <li>・災害用伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法</li> <li>・家具等重量物の転倒防止対策</li> </ul> <p>・消火器、バケツ等の消火用具の準備</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 企業防災の促進</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 事業継続計画(BCP)等の作成</b></p> <p>企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスク</p> | <p>・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育</p> <p>なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、県全体としての防災意識の向上を推進する。</p> <p>なお、普及啓発の方法及び内容は次による。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 普及内容</p> <p>a (略)</p> <p>b 住民においてとるべき次の措置</p> <p>(a) 家庭においてとるべき次の措置</p> <p>(平時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における各自の役割分担</li> <li>・災害用伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法</li> <li>・家具等重量物の転倒防止対策</li> </ul> <p><u>・感震ブレーカーの設置</u></p> <p>・消火器、バケツ等の消火用具の準備</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 企業防災の促進</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 事業継続計画(BCP)等の作成</b></p> <p>企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスク</p> | <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 26 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                       |
|--|---|----------------------------|
| <p>マネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが望ましい。</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、事業継続計画(BCP)作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。</p> <p>県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援するものとする。</p> <p>市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 避難対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> | <p>マネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが望ましい。</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、事業継続計画(BCP)作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。</p> <p>県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援するものとする。</p> <p>市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p style="color: red;"><u>青森地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 避難対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> | <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 6頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由  |
|--|---|---|
| <p>市町村は、大規模地震・津波が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定避難所等を指定しておく。</p> <p><b>(1) (略)</b></p> <p><b>(2) 指定避難所の整備等</b></p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安心・安全な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。</p> <p>各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>ア 施設・設備の整備</p> <p>貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、<u>通信設備等</u>の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備</p> <p>避難生活に必要な食料、飲料水、<u>生活必需品、マット</u>、簡易ベッド(段ボールベッドを含む)、<u>間仕切り等</u>の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者</p> | <p>市町村は、大規模地震・津波が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定避難所等を指定しておく。</p> <p><b>(1) (略)</b></p> <p><b>(2) 指定避難所の整備等</b></p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ</u>、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安心・安全な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。</p> <p>各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>ア 施設・設備の整備</p> <p>貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等</u>の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備</p> <p>避難生活に必要な食料、飲料水、<u>毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ(乳児・小児用及び大人用)、トイレトペーパー、生理用品、防臭袋・消臭袋、ウェットシート等の</u></p> | <p>防災基本計画新旧対照表 12 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 12 頁</p> <p>備蓄指針の修正による</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p>の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>ウ（略）</p> <p><b>(3)～(8)（略）</b></p> <p><b>(9) 被災者支援の仕組みの整備</b></p> <p>県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> | <p><u>衛生用品、プライバシーテント</u>、簡易ベッド（段ボールベッドを含む。）、<u>間仕切り、暖房器具等</u>の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>ウ（略）</p> <p><b>(3)～(8)（略）</b></p> <p><b>(9) 被災者支援の仕組みの整備</b></p> <p><u>ア 平常時における被災者支援の仕組みの整備</u></p> <p>県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p><u>イ 在宅避難者等支援の仕組みの検討</u></p> <p><u>県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>ウ 車中泊避難者支援の仕組みの検討等</u></p> <p><u>県及び市町村は、やむを得ず車中泊を行う避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。併せて、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p><u>エ 被災者の状況把握の取組における連携の検討</u></p> <p><u>県及び市町村は、避難所以外で避難生活を送るおそれのある</u></p> | <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 13 頁</p> <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 13 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                         |
|--|---|------------------------------|
| <p>(10) (略)</p> <p>(11) その他</p> <p>県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>県及び保健所設置市の保健所は、<u>感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局(都道府県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 災害備蓄対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> | <p><u>者等への支援に資するため、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) その他</p> <p>県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>県及び保健所設置市の<u>保健所等</u>は、<u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。以下同じ。)</u>発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局(県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。<u>また、上記対応が円滑に行えるよう、新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 災害備蓄対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> | <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 11 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                                      |
|--|--|---|
| <p><b>(2) 公助による備蓄</b><br/>                     県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋・感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 火災予防対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b><br/> <b>(1)・(2) (略)</b><br/> <b>(3) 消防体制の充実、強化</b><br/>                     ア (略)<br/>                     イ 消防力の整備、充実<br/>                     市町村(消防機関)は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備、充実を図る。なお、大地震発生時における消火栓の使用不能等に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。<br/>                     また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<b>施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。</b></p> | <p><b>(2) 公助による備蓄</b><br/>                     県及び市町村は、<u>避難所における良好な生活環境の確保に資するため</u>、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋・感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 火災予防対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b><br/> <b>(1)・(2) (略)</b><br/> <b>(3) 消防体制の充実、強化</b><br/>                     ア (略)<br/>                     イ 消防力の整備、充実<br/>                     市町村(消防機関)は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備、充実を図る。なお、大地震発生時における消火栓の使用不能等に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。<br/>                     また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<b>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得、実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性をはじめとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団</b></p> | <p>県独自の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 5頁、文言の修正</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                               |
|--|--|------------------------------------|
| <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 水害対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b><br/> <b>(1)・(2) (略)</b><br/> <b>(3) 水防資機材の整備</b><br/>                     ア (略)<br/>                     イ 県は、これらの水防活動を援助するために県有水防倉庫や<u>地域県民局地域整備部倉庫</u>に予備資機材を確保する。<br/>                     なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。</p> <p><b>(4)・(5) (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 17 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方針</b><br/>                     地震・津波災害に備えて地域住民の中でも特に<u>障害者</u>、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む)等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。<br/>                     その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> | <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 水害対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b><br/> <b>(1)・(2) (略)</b><br/> <b>(3) 水防資機材の整備</b><br/>                     ア (略)<br/>                     イ 県は、これらの水防活動を援助するために県有水防倉庫や<u>県土整備事務所倉庫</u>に予備資機材を確保する。<br/>                     なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。</p> <p><b>(4)・(5) (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 17 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方針</b><br/>                     地震・津波災害に備えて地域住民の中でも特に<u>障がい者</u>、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む)等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。<br/>                     その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> | <p>県の組織再編による</p> <p>県の文書取扱いの変更</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p>2 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者の支援体制の整備等</p> <p>ア 要配慮者に関する防災知識の普及</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、<b>障害者</b>に配慮し、<b>障害</b>の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</p> <p>県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(<b>DCAT</b>)のチーム員の養成を行うものとする。</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者の支援体制の整備等</p> <p>ア 要配慮者に関する防災知識の普及</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、<b>障がい者</b>に配慮し、<b>障がい</b>の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</p> <p>県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(<b>DWAT</b>)のチーム員の養成<b>及び資質の向上を図るための継続的な研修</b>を行うものとする。</p> <p><b>オ 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備等</b></p> <p><b>県は、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害医療コーディネーター及び災害小児周産期リエゾンの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築等を通じて救急医療活動等の支援体制の整備に努めるとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備に努める。災害医療コーディネーター等は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</b></p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>略称の変更<br/>第4章第 18 節から第3章に係る記述を移動</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由  |
|--|---|---|
| <p>オ (略)</p> <p>カ 応急仮設住宅供給における配慮<br/>市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、<u>障害者</u>の優先的入居及び高齢者、<u>障害者</u>向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。</p> <p>キ (略)</p> <p><b>(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</b></p> <p>ア 名簿の作成<br/>市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。また、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 名簿の定期的な更新及び適切な管理<br/>市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお</p> | <p><u>カ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備</u><br/>県は、<u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ク 応急仮設住宅供給における配慮<br/>市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、<u>障がい者</u>の優先的入居及び高齢者、<u>障がい者</u>向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。</p> <p>ケ (略)</p> <p><b>(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</b></p> <p>ア 名簿の作成<br/>市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。また、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。<u>なお、市町村は、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を当該名簿の作成に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 名簿の定期的な更新及び適切な管理<br/>市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお</p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>要配慮者に関する情報の目的外使用について明記</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由   |
|--|---|--|
| <p>いても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 防災ボランティア活動対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 関係機関の連携・協力</b></p> <p>県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。</p> <p>特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 23 節 交通施設対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 道路</b></p> | <p>いても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討し、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。なお、市町村は、災害対策基本法第49条の11第1項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 防災ボランティア活動対策</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 関係機関の連携・協力</b></p> <p>県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。</p> <p>特に、<u>県については、平時において、ボランティア団体等との連携体制を構築しておくとともに、発災時の活動拠点となるような施設を確保するよう努め</u>、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 23 節 交通施設対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 道路</b></p> | <p>名簿情報の目的外使用について明記</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由  |
|---|--|---|
| <p><b>(1) 実施機関</b><br/>(略)<br/>東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・<b>十和田</b>管理事務所)<br/>(略)</p> <p><b>(2) 実施内容</b><br/>各道路管理者等は、震災時において避難路・緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、国道・県道等幹線道路の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。<br/>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国(経済産業省、総務省)が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図るものとする。<br/>ア～エ (略)<br/>オ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成<br/>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。<br/><br/>カ～ク (略)</p> | <p><b>(1) 実施機関</b><br/>(略)<br/>東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所)<br/>(略)</p> <p><b>(2) 実施内容</b><br/>各道路管理者等は、震災時において避難路・緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、国道・県道等幹線道路の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。<br/>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国(経済産業省、総務省)が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図るものとする。<br/>ア～エ (略)<br/>オ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成<br/>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。<u>併せて、陸路から道路啓開を行えない場合も想定して、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める。</u><br/><br/>カ～ク (略)</p> | <p>東日本高速道路(株)の組織改編による</p> <p>防災基本計画新旧対照表 17 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由  |
|--|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p><b>第 24 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>1～4 (略)</b></p> <p><b>5 電気通信設備</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>実施内容</b></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 防災資機材の整備</u></p> <p><u>災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>6 (略)</b></p> <p>(略)</p> | <p><u>ケ インフラ事業者等との連携</u></p> <p><u>道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図るよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 24 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>1～4 (略)</b></p> <p><b>5 電気通信設備</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>実施内容</b></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 安全・信頼性強化の推進</u></p> <p><u>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進に努めるなどし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>6 (略)</b></p> <p><u>7 道路管理者等との連携</u></p> <p><u>電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、道路管理者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図るよう努める。</u></p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 25 頁</p> <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 8 頁</p> <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 25 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                            |
|--|---|---------------------------------|
| <p align="center"><b>第 25 節・第 26 節 (略)</b></p> | <p align="center"><b>第 25 節・第 26 節 (略)</b></p> <p align="center"><b><u>第 27 節 孤立対策</u></b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p><u>災害時に孤立が想定される地区において、当該地域住民の生命を保護するため、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視したハード・ソフトの対策「防災公共」を推進する。</u></p> <p><u>また、孤立環境に置かれた地区の住民の生命を保護するため、地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図る。</u></p> <p><b>2 主な実施機関</b></p> <p><u>県</u><br/><u>市町村</u><br/><u>防災関係機関</u></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 防災公共の推進</b></p> <p><u>ア 市町村は、防災公共推進計画に位置付けた最適な避難場所・避難経路を住民に周知する。</u></p> <p><u>イ 県及び市町村は、防災公共推進計画に位置付けた施策について、効果が早期に発現されるよう、優先順位を考慮しながら実施するよう努める。</u></p> <p><u>ウ 県及び市町村は、防災公共推進計画に位置付けられた施策について、進捗状況を随時把握し、管理する。また、住民等が参加する避難訓練等を防災関係機関と連携しながら実施することで避難経路・避難場所の設定が適切であるか確認するとともに、確認した結果として見直しが必要となった場合や、危険箇所の見直</u></p> | <p>能登半島地震を踏まえて孤立対策に関する節を設ける</p> |

| 現 行 | 変 更 案   | 変更理由 |
|-----|---|------|
|     | <p><u>し等の状況の変化があった場合は、必要に応じて防災公共推進計画を修正する。</u></p> <p><b>(2) 孤立集落の発生に備えた対策</b></p> <p><u>ア 県、市町村及び防災関係機関は、孤立集落の発生に備えて、速やかに孤立状態の解消に資する活動ができるよう、平時から緊密に連携するとともに、訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 県、市町村は、孤立が想定される地域に係る次章以降の取組が円滑に行われるよう、地域住民の協力を得ながら、孤立の備えに積極的に取り組むものとする。</u></p> |      |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由              |
|--|--|-------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報の種類と発表基準</b></p> <p>気象庁が発表する津波警報等は次のとおりである。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 地震情報</p> <p>気象庁及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地震活動に関する解説資料等</p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。</p> <div data-bbox="271 821 577 1252" data-label="Diagram"> </div> <p>(表)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報の種類と発表基準</b></p> <p>気象庁が発表する津波警報等は次のとおりである。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 地震情報</p> <p>気象庁及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地震活動に関する解説資料等</p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。</p> <p>(表)</p> <div data-bbox="1108 858 1415 1289" data-label="Diagram"> </div> | <p>表と図の順番入れ替え</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集及び被害等報告</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報収集、伝達</b></p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階</p> <p>    (ア) (略)</p> <p>    (イ) 県の措置</p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集及び被害等報告</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報収集、伝達</b></p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階</p> <p>    (ア) (略)</p> <p>    (イ) 県の措置</p> <p>(略)</p> |      |

次のページへ

| 現 行             |  |  | 変 更 案           |  |  | 変更理由  |
|-----------------|--|--|-----------------|--|--|---|
| 表1 各部局の災害情報収集手順 |  |  | 表1 各部局の災害情報収集手順 |  |  |   |
| 部               | 調査事項   | 報告(調査)系統   | 部               | 調査事項   | 報告(調査)系統   | 情報収集ルートの見直し<br><br>県の組織再編による修正漏れ<br><br>県の組織再編による |
| 略               |  |  | 略               |  |  |   |
| こども家庭部          | 私立学校の被害<br>児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センターを除く。)の被害   | こどもみらい課<br>県民活躍推進課 ← 私立学校<br>地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室<br>市町村(民間、公立施設)   | こども家庭部          | 私立学校の被害<br>児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センターを除く。)の被害   | こどもみらい課<br>市町村(保育所、認定こども園、児童厚生施設等)<br>児童養護施設、乳児院、助産施設等<br>県民活躍推進課 ← 私立学校   |   |
| 略               |  |  | 略               |  |  |   |
| 健康医療福祉部         | 人、住家の被害、救助実施状況<br>医療施設の被害<br>防疫の実施状況、生活衛生施設の被害<br>社会福祉施設(こども家庭部所管分を除く。)の被害   | 健康医療福祉政策課<br>地域県民局地域健康福祉部/福祉こども総室 ← 市町村<br>医療業務課 ← 地域県民局地域健康福祉部保健給室 ← 市町村<br>保健衛生課<br>地域県民局地域健康福祉部保健給室 ← 市町村、事務組合<br>施設所管課 ← 県立施設(委託施設を含む。)、市町村(民間、公立施設)   | 健康医療福祉部         | 人、住家の被害、救助実施状況<br>医療施設の被害<br>防疫の実施状況、生活衛生施設の被害<br>社会福祉施設(こども家庭部所管分を除く。)の被害   | 健康医療福祉政策課<br>県福祉事務所 ← 市町村<br>医療業務課 ← 県保健所 ← 市町村<br>保健衛生課<br>県保健所 ← 市町村<br>施設所管課 ← 県立施設(委託施設を含む。)、市町村(民間、公立施設)  |   |
| 略               |  |  | 略               |  |  |   |
| 農林水産部           | 水稲被害<br>りんご・特産果樹等被害<br>畑作・野菜・花き・桑樹被害<br>畜産関係被害<br>農業関係共同利用施設被害及び<br>農業関係非共同利用施設被害<br>農業協同組合等の在庫品被害<br>農地・農業用施設被害<br>林業関係被害<br>水産関係被害<br>漁港施設関係被害 | 農林水産政策課<br>農産園芸課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>りんご果樹課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>農産園芸課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>畜産課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>食ブランド・流通推進課<br>畜産関係被害<br>団体経営改善課<br>構造政策課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>農産園芸課<br>りんご果樹課<br>畜産課<br>団体経営改善課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>農村整備課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>林政課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>水産振興課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村<br>漁港漁場整備課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 | 農林水産部           | 水稲被害<br>りんご・特産果樹等被害<br>畑作・野菜・花き・桑樹被害<br>畜産関係被害<br>農業関係共同利用施設被害及び<br>農業関係非共同利用施設被害<br>農業協同組合等の在庫品被害<br>農地・農業用施設被害<br>林業関係被害<br>水産関係被害<br>漁港施設関係被害 | 農林水産政策課<br>農産園芸課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>りんご果樹課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>農産園芸課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>畜産課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>食ブランド・流通推進課<br>団体経営改善課<br>構造政策課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>農産園芸課<br>りんご果樹課<br>畜産課<br>団体経営改善課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>農村整備課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>林政課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>水産振興課 ← 農林水産事務所 ← 市町村<br>漁港漁場整備課 ← 農林水産事務所 ← 市町村 |   |
| 略               |  |  | 略               |  |  |   |
| 県土整備部           | 河川、海岸、道路、橋梁、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、水道・下水道被害、水防活動実施状況<br>港湾空港施設被害<br>都市計画施設(公園緑地)被害<br>公営住宅被害<br>道路不通状況、除(排)雪状況<br>公営企業施設被害                     | 監理課<br>整備企画課<br>河川砂防課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村、事務組合<br>道路課 ← 東北地方整備局<br>都市計画課 ← 青森河川国道事務所<br>港湾空港課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村<br>港管理所<br>空港管理事務所<br>東北地方整備局<br>青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所<br>都市計画課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村<br>建築住宅課 ← 市町村<br>道路課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村<br>八戸工業用水道管理事務所   | 県土整備部           | 河川、海岸、道路、橋梁、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、水道・下水道被害、水防活動実施状況<br>港湾空港施設被害<br>都市計画施設(公園緑地)被害<br>公営住宅被害<br>道路不通状況、除(排)雪状況<br>公営企業施設被害                     | 監理課<br>整備企画課<br>河川砂防課 ← 県土整備事務所 ← 市町村、事務組合<br>道路課 ← 東北地方整備局<br>都市計画課 ← 青森河川国道事務所<br>港湾空港課 ← 県土整備事務所 ← 市町村<br>港管理所<br>空港管理事務所<br>東北地方整備局<br>青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所<br>都市計画課 ← 県土整備事務所 ← 市町村<br>建築住宅課 ← 市町村<br>道路課 ← 県土整備事務所 ← 市町村<br>八戸工業用水道管理事務所   |   |
| 略               |  |  | 略               |  |  |   |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                                |
|--|---|-------------------------------------|
| <p>(略)</p> <p>また、市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は、調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるほか、県、県警察本部、自衛隊のヘリコプターにより、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察を実施あるいは要請し、被害の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>(2) (略)</b></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 その他</b></p> <p>各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、<u>車両等</u>の多様な情報収集手段を活用するよう努める。</p> <p>災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 通信連絡</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <b>通信連絡</b></p> | <p>(略)</p> <p>また、市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は、調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるほか、県、県警察本部、自衛隊のヘリコプターや<u>無人航空機の活用</u>により、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察を実施あるいは要請し、被害の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>(2) (略)</b></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 その他</b></p> <p>各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、<u>車両、SAR衛星を含む人工衛星等</u>の多様な情報収集手段を活用するよう努める。</p> <p>災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 通信連絡</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <b>通信連絡</b></p> | <p>県独自の修正</p> <p>防災基本計画新旧対象表 7頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                                     |
|--|---|--|
| <p>ア・イ (略)<br/> ウ 専用電話の利用<br/> 電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急に通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信設備を利用して通信連絡を行う。<br/> なお、利用に当たっては、あらかじめ協議して手続きを定める。<br/> (ア)～(ウ) (略)<br/> <u>(エ) 鉄道電話</u><br/> (オ) 電気事業電話<br/> エ～カ (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 災害広報・情報提供</b></p> <p><b>1 実施責任者</b><br/> 県(総務部、危機管理局)<br/> 市町村<br/> 防災関係機関<br/> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 自衛隊災害派遣要請</b></p> <p>地震・津波災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</p> <p><b>1 実施責任者</b><br/> <b>(1) 災害派遣要請権者</b><br/> <b>(2) 災害派遣命令者</b><br/> 陸上自衛隊第9師団長<br/> <u>海上自衛隊大湊地方総監</u></p> | <p>ア・イ (略)<br/> ウ 専用電話の利用<br/> 電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急に通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信設備を利用して通信連絡を行う。<br/> なお、利用に当たっては、あらかじめ協議して手続きを定める。<br/> (ア)～(ウ) (略)<br/> <u>(エ) 鉄道電話</u><br/> (オ) 電気事業電話<br/> エ～カ (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 災害広報・情報提供</b></p> <p><b>1 実施責任者</b><br/> 県(総務部、<u>観光交流推進部</u>、危機管理局)<br/> 市町村<br/> 防災関係機関<br/> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 自衛隊災害派遣要請</b></p> <p>地震・津波災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</p> <p><b>1 実施責任者</b><br/> <b>(1) 災害派遣要請権者</b><br/> <b>(2) 災害派遣命令者</b><br/> 陸上自衛隊第9師団長<br/> <u>海上自衛隊大湊地区総監</u></p> | <p>脱字の修正</p> <p>修正漏れ</p> <p>自衛隊の組織再編</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由                           |
|---|---|--------------------------------|
| <p>海上自衛隊第2航空群司令<br/>航空自衛隊北部航空方面隊司令官</p> <p><b>2 実施内容</b><br/>(1)～(3) (略)<br/><b>(4) 災害派遣</b><br/>自衛隊の災害派遣は、次により行う。<br/>ア 陸上自衛隊<br/>陸上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。<br/>(ア)・(イ) (略)<br/>(ウ) 災害隊区担任部隊<br/>a 青森東部(青森市及び東津軽郡を含まず以東)<br/><u>第5普通科連隊</u><br/>b 青森中部(青森市及び東津軽郡)<br/>第5普通科連隊<br/>c 青森西部(青森市及び東津軽郡を含まず以西)<br/>第39普通科連隊<br/>イ 海上自衛隊<br/>海上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。<br/>(ア) <u>大湊地方隊</u><br/>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 広域応援</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 実施内容</b><br/>(1) (略)</p> | <p>海上自衛隊第2航空群司令<br/>航空自衛隊北部航空方面隊司令官</p> <p><b>2 実施内容</b><br/>(1)～(3) (略)<br/><b>(4) 災害派遣</b><br/>自衛隊の災害派遣は、次により行う。<br/>ア 陸上自衛隊<br/>陸上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。<br/>(ア)・(イ) (略)<br/>(ウ) 災害隊区担任部隊<br/>a 青森東部(<u>八戸市、三戸郡、十和田市、六戸町及びおいらせ町</u>)<br/><u>第4地对艦ミサイル連隊</u><br/>b 青森中部(<u>青森市、東津軽郡、三沢市、上北郡(六戸町及びおいらせ町を除く。)、むつ市及び下北郡</u>)<br/>第5普通科連隊<br/>c 青森西部(<u>a 及びbに掲げる市町村以外の市町村</u>)<br/>第39普通科連隊<br/>イ 海上自衛隊<br/>海上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。<br/>(ア) <u>大湊地区隊</u><br/>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 広域応援</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 実施内容</b><br/>(1) (略)</p> | <p>担任部隊の変更</p> <p>自衛隊の組織再編</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                        |
|--|---|-----------------------------|
| <p><b>(2) 市町村の措置</b><br/>                     ア (略)<br/>                     イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員等の執務スペースの確保等他の市町村等の受援体制を確立しておく。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b><br/>                     (1)～(3)<br/> <b>(4) 指定緊急避難場所の開放</b><br/>                     市町村長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。<br/> <u>なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わら</u></p> | <p><b>(2) 市町村の措置</b><br/>                     ア (略)<br/>                     イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員等の執務スペースの確保等他の市町村等の受援体制を確立しておく。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、当該施設等の確保に配慮するものとする。</u>さらに、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b><br/>                     (1)～(3)<br/> <b>(4) 指定緊急避難場所の開放</b><br/>                     市町村長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 8～9頁、15頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p><u>ず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。</u></p> <p><b>(5) 指定避難所の開設</b><br/>ア～オ (略)</p> <p><b>カ・キ</b> (略)</p> <p><b>ク</b> 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。<br/>(ア) (略)<br/>(イ) 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。<br/>また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等</p> | <p><b>(5) 指定避難所の開設</b><br/>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。</u><br/><u>また、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p> <p><b>キ・ク</b> (略)</p> <p><b>ク</b> 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。<br/>(ア) (略)<br/>(イ) 指定避難所では、<u>開設当初からパーティション及び段ボールベッドや簡易ベッドを設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じて、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。</u><br/>また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難者の健康状態を把握するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談の実施に努めるとともに、必要に応じて、心のケア等の活動を行う。</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 20 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 20 頁、23 頁、能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 21 頁</p> <p>文脈の整理</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由   |
|---|---|--|
| <p>必要な支援の実施に努める。</p> <p>特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(カ) 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(キ)～(ケ) (略)</p> <p>(コ) 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得よう努める。<u>また、避難者の受入時・受入中</u>の定期的な健康確認を<u>行う</u>。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、管轄する保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 食料供給</b></p> <p>(略)</p> | <p>必要な支援の実施に努める。</p> <p>特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。<u>また、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>(カ) 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(キ)～(ケ) (略)</p> <p>(コ) 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得よう努める。</p> <p>避難者の受入時・受入中<u>は、定期的な健康確認を行い、</u>感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、管轄する保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。</p> <p><u>なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するものとする。</u></p> <p><u>コ 県は、市町村における良好な避難所環境の確保に資する取組を支援するため、災害時応援協定の活用等により避難者に対する適温の食事の提供等に配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 食料供給</b></p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 22 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 21 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 3 頁</p> <p>県独自の修正</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由   |
|---|--|--|
| <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>市町村及び県は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を次により調達し、市町村が次により炊き出し及びその他の食品の供給を行う。</p> <p>(1) 食料の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や咀嚼やく・嚥下に配慮した食品・<b>食物アレルギー対応食</b>など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 県及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>(2) 米穀の調達</p> <p>県は、市町村の申請等に基づき、<b>炊き出し等給食</b>を行う必要があると認めるときは、農林水産省(東北農政局を含む。以下同じ。)の支援を得て<b>給食</b>に必要な応急用食料(「農林水産省防災業務計画」(昭和 38 年9月6日付け 38 総第 915 号農林事務次官依命通知)に基づく米穀)を調達する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合においては、県又は市町村は、災害救助用米穀(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成 21 年5月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)に基づく政府所有の米穀)を調達する。</p> <p>ア 応急用食料</p> | <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>市町村及び県は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を次により調達し、市町村が次により炊き出し及びその他の食品の供給を行う。</p> <p>(1) 食料の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や咀嚼やく・嚥下に配慮した食品、<b>慢性疾患や食物アレルギーに対応した食品</b>など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 県及び市町村は、避難所における<b>慢性疾患や食物アレルギー</b>を有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギー<b>一</b>等に配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>(2) 米穀の調達</p> <p>県は、市町村の申請等に基づき、<b>炊き出し及びその他の食品の供給</b>を行う必要があると認めるときは、農林水産省(東北農政局を含む。以下同じ。)の支援を得て<b>炊き出し及びその他の食品の供給</b>に必要な応急用食料(「農林水産省防災業務計画」(昭和 38 年9月6日付け 38 総第 915 号農林事務次官依命通知)に基づく米穀)を調達する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合においては、県又は市町村は、災害救助用米穀(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成 21 年5月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)に基づく政府所有の米穀)を調達する。</p> <p>ア 応急用食料</p> | <p>長期の避難所生活による高血圧症等の慢性疾患への配慮による変更</p> <p>表現を(4)の見出しと統一</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p>(ア) 市町村は、<b>給食供給</b>を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を県に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を県に提出する。</p> <p>(イ) 県は、市町村の申請に基づき、農林水産省に<b>給食</b>に必要な米穀の必要数量等を通知する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>(4) 炊き出し及びその他の食品の供給</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 必要栄養量の確保</p> <p>供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら栄養素の確保に努める。</p> <p><b>(5) 炊き出し及びその他の食品の配分</b></p> <p>市町村は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、<b>食生活改善推進員協議会</b>、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><b>3 応援協力関係</b></p> <p>(1) 市町村は、自ら炊き出し及びその他の食品の<b>給与</b>の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の<b>給与</b>の実施又はこ</p> | <p>(ア) 市町村は、<b>炊き出し及びその他の食品の供給</b>を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を県に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を県に提出する。</p> <p>(イ) 県は、市町村の申請に基づき、農林水産省に<b>炊き出し及びその他の食品の供給</b>に必要な米穀の必要数量等を通知する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>(4) 炊き出し及びその他の食品の供給</b></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 必要栄養量の確保</p> <p>供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、<b>県及び市町村は</b>栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら栄養素の確保に努める。</p> <p><b>(5) 炊き出し及びその他の食品の配分</b></p> <p>市町村は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、<b>食生活改善推進員連絡協議会</b>、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><b>3 応援協力関係</b></p> <p>(1) 市町村は、自ら炊き出し及びその他の食品の<b>供給</b>の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の<b>供給</b>の実施又はこ</p> | <p>表現を(4)の見出しと統一</p> <p>表現を(4)の見出しと統一</p> <p>主語の明記</p> <p>組織名の変更</p> <p>表現を(4)の見出しと統一</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p>れに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。</p> <p>(2) 県は、自ら炊き出し及びその他の食品の<u>給与</u>の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、主食については農林水産省に、副食については農林水産省又は他県に、燃料については第4章第30節「石油燃料供給対策」により要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出し又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する炊き出し及びその他の食品の<u>給与</u>の実施について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><b>4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 給水</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 給水資機材の調達等</b></p> <p>市町村は、地域内の指定給水装置工事事業者からろ過装置、給水タンク、浄水薬品等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。</p> <p>(略)</p> | <p>れに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。</p> <p>(2) 県は、自ら炊き出し及びその他の食品の<u>供給</u>の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、主食については農林水産省に、副食については農林水産省又は他県に、燃料については第4章第30節「石油燃料供給対策」により要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出し又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する炊き出し及びその他の食品の<u>供給</u>の実施について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><b>4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 給水</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 給水資機材の調達等</b></p> <p>市町村は、地域内の指定給水装置工事事業者からろ過装置、給水タンク、浄水薬品等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、<u>国(国土交通省)</u>、県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。</p> <p>(略)</p> | <p>表現を(4)の見出しと統一</p> <p>表現を(4)の見出しと統一</p> <p>防災基本計画新旧対照表 16 頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 応急住宅供給</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) <b>既存住宅ストックの活用</b></p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 節 障害物除去</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>道路、河川、鉄道における障害物の除去</b></p> <p>道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。</p> <p>ア 道路及び河川における障害物の除去</p> <p>(ア) 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保の</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 応急住宅供給</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) <b>既存住宅ストックの活用</b></p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 節 障害物除去</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>道路、河川、鉄道における障害物の除去</b></p> <p>道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。</p> <p>ア 道路及び河川における障害物の除去</p> <p>(ア) 道路における障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の</p> | <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 22 頁</p> <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 10 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                  |
|--|--|-----------------------|
| <p>ための支援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達して給(貸)与する。</p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 給(貸)与</b></p> <p>市町村は、次により給(貸)与を行う。</p> <p>なお、県が調達した生活必需品は、県が被災市町村に輸送・供給し、市町村が給(貸)与する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 給(貸)与する品目</p> <p>原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 高齢者、<b>障害者等</b>の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、<b>障害</b>の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。</p> | <p>管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達して給(貸)与する。</p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 給(貸)与</b></p> <p>市町村は、次により給(貸)与を行う。</p> <p>なお、県が調達した生活必需品は、県が被災市町村に輸送・供給し、市町村が給(貸)与する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 給(貸)与する品目</p> <p>原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 高齢者、<b>障がい者等</b>の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、<b>障がい</b>の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。</p> | <p>県における文章の取扱いの変更</p> |

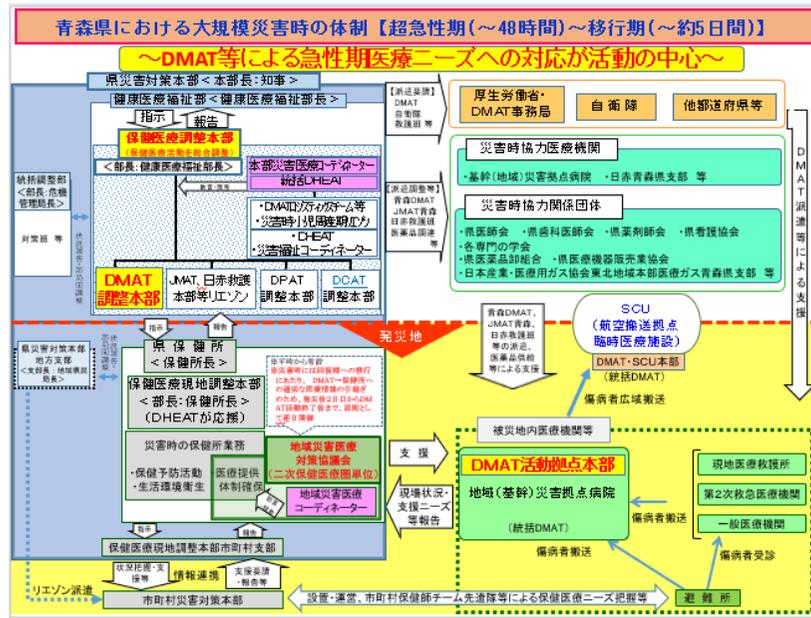
| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                        |
|--|--|-----------------------------|
| <p>ウ (略)</p> <p><b>3・4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 医療、助産及び保健</b></p> <p>地震・津波災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは被災者の<b>保健管理</b>が必要な場合、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>県は、大規模災害時には、必要に応じ、県災害対策本部の下に<b>青森県保健医療調整本部</b>を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合的な調整を遅滞なく行う。</p> <p>また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に<b>青森県保健医療現地調整本部</b>を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。</p> | <p>ウ (略)</p> <p><b>3・4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 医療、助産及び保健</b></p> <p>地震・津波災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは被災者の<b>健康管理</b>が必要な場合、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。</p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>県は、大規模災害時には、必要に応じ、県災害対策本部の下に<b>青森県保健医療福祉調整本部</b>を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合的な調整を遅滞なく行う。</p> <p>また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に<b>青森県保健医療福祉現地調整本部</b>を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。</p> | <p>文言の修正</p> <p>設置要綱の改正</p> |

現行

(1) 各フェーズにおける保健医療福祉活動チームの活動の中心及び主な活動場所

| フェーズ                           | 活動の中心                          | 主な活動場所                  |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 超急性期(48時間迄)<br>～<br>移行期(約5日間迄) | 急性期医療ニーズへの対応                   | DMAT活動拠点本部<br>(災害拠点病院等) |
| 回復期～慢性期                        | 避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応 | ・避難所<br>・福祉避難所          |

(2) 体制図

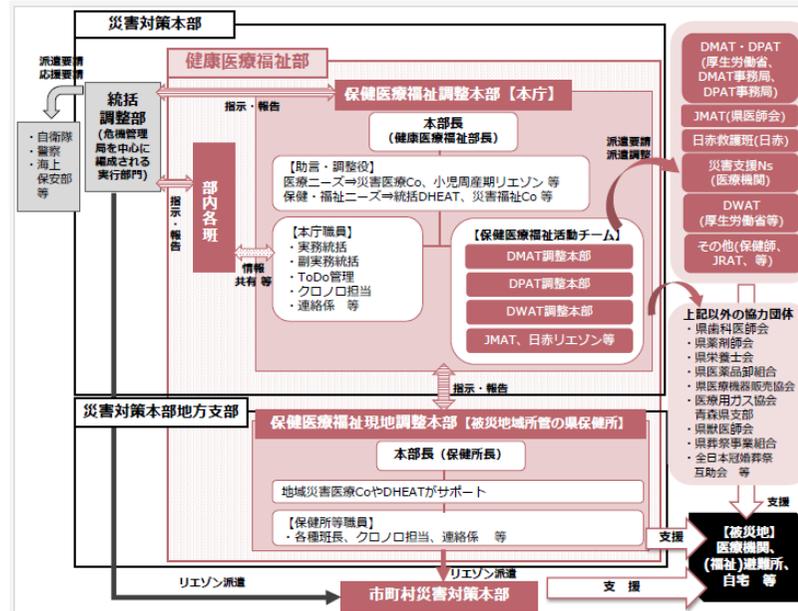


変更案

(1) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チーム(例)

|        | フェーズ0           | フェーズ1                   | フェーズ2  | フェーズ3  | フェーズ4                              |
|--------|-----------------|-------------------------|--|--|------------------------------------|
| 発災後の時間 | 概ね24時間以内        | 概ね72時間以内                | 72時間～1週間   | 1週間～1ヶ月  | 1ヶ月～3ヵ月                            |
| 医療ニーズ  | ・救命救急<br>・広域搬送  | ・救護所設置・運営               | ・医療機能回復<br>・救護所運営  | ・地域医療へ移行   |                                    |
| 保健ニーズ  | ・避難所設置・運営       | ・感染症対策<br>・メンタルヘルス      | ・健康管理<br>・メンタルヘルス  |  |                                    |
| 福祉ニーズ  | ・要配慮者の避難        | ・福祉避難所設置                | ・福祉避難所運営   |  |                                    |
| 支援チーム例 | ・DMAT<br>・日赤救護班 | ・DMAT<br>・DPAT<br>・JMAT | ・日赤救護班<br>・JMAT<br>・DHEAT<br>・災害支援ナース<br>・JRAT<br>・JDAT<br>・保健師チーム | ・日赤救護班<br>・JMAT<br>・DHEAT<br>・災害支援ナース<br>・JRAT<br>・JDAT<br>・保健師チーム | ・JRAT<br>・JDAT<br>・保健師チーム<br>・DFAT |

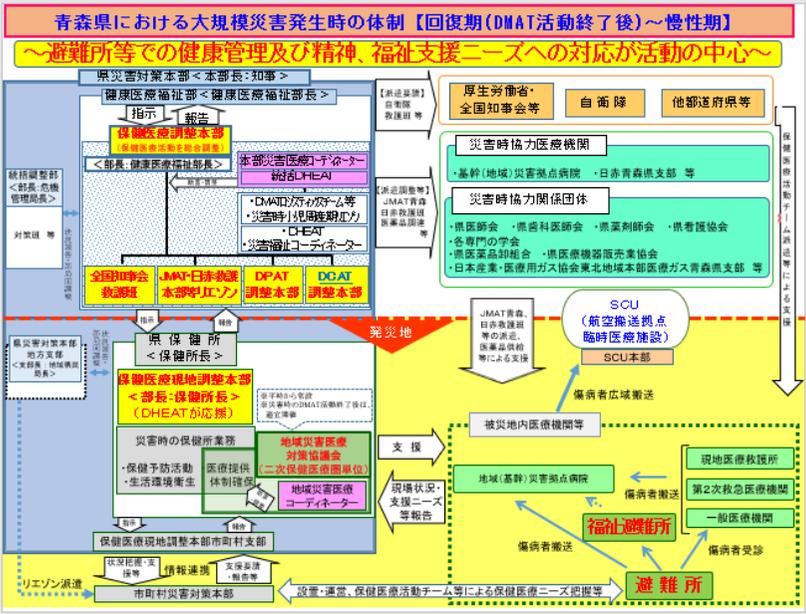
(2) 体制図



変更理由

各フェーズのニーズの明確化と活動チームの明記

(1)の表の修正に伴う図の変更

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由           |
|---|---|----------------|
| <p style="text-align: center;"><b>青森県における大規模災害発生時の体制【回復期(DMAT活動終了後)～慢性期】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>～避難所等での健康管理及び精神、福祉支援ニーズへの対応が活動の中心～</b></p>  <p><b>(3) 救護班の編成</b></p> <p>医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による救護班を、医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次により編成し実施する。</p> <p><u>ア 医師会の会員による救護班</u></p> <p><u>イ 歯科医師会の会員による救護班</u></p> <p><u>ウ 看護協会の会員による救護班</u></p> <p><u>エ 市町村立医療機関による救護班</u></p> <p><u>オ 市町村保健師による救護班</u></p> <p><u>カ 日本赤十字社青森県支部による救護班</u></p> <p><u>キ 地域県民局地域健康福祉部保健総室、県立中央病院、つくしが丘病院及び精神保健福祉センターによる救護班</u></p> <p><u>ク 弘前大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構及び</u></p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><b>(3) 救護班の編成</b></p> <p>医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による救護班を、医師会、<u>日本赤十字社等</u>の関係機関の協力により編成し実施する。</p> | <p>記載内容の整理</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由  |
|--|---|---|
| <p><u>国立療養所による救護班</u><br/> <u>ケ 災害救助法の規定により従事命令を受けた医師、看護師等による救護班</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <b>医療、助産及び保健の実施</b><br/>         医療、助産及び保健の実施は、次により行う。<br/>         ア 医療、助産及び保健の対象者<br/>         (ア)・(イ) (略)<br/>         (ウ) 保健の対象者<br/>         a～c (略)<br/>         d <u>指定避難所</u>における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見られる者<br/>         イ (略)<br/>         ウ 実施方法<br/>         県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾン<del>は</del>災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする。<u>(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)</u>。<br/>         (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備</u><br/> <u>(10) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備</u><br/> <u>(11) 災害福祉支援チーム(DCAT)の整備</u></p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) <b>医療、助産及び保健の実施</b><br/>         医療、助産及び保健の実施は、次により行う。<br/>         ア 医療、助産及び保健の対象者<br/>         (ア)・(イ) (略)<br/>         (ウ) 保健の対象者<br/>         a～c (略)<br/>         d <u>避難所や自宅等</u>における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見られる者<br/>         イ (略)<br/>         ウ 実施方法<br/>         県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾンは災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする。<br/>         (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> | <p>栄養の偏りは避難所以外でも発生し得る</p> <p>DMAT、DPATの整備が第3章第17節に移動したため略称不要</p> <p>第3章に対応した内容だったため削除</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由  |
|--|--|---|
| <p><b>3 応援協力関係</b></p> <p>(1) 市町村は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市町村を応援する<u>保健医療現地調整本部員等</u>と情報連携することとする。</p> <p>(2) 県は、<u>保健医療現地調整本部員等</u>が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について<u>保健医療現地調整本部</u>及び<u>保健医療調整本部</u>にて行うこととする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p><b>(9) 各種災害派遣チームの派遣等</b></p> <p><u>ア 県は、必要な医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守るため、災害派遣医療チーム(DMAT)を医療機関等に派遣する。</u></p> <p><u>イ 県は、精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を医療機関等に派遣する。</u></p> <p><u>ウ 県は、被災地の医療救護ニーズに対し、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう総合調整を行うため、災害医療コーディネーター及びそれをサポートする災害時小児周産期リエゾン</u>を保健医療福祉(現地)調整本部に置く。</p> <p><u>エ 県は、被災自治体によるマネジメント支援を行うため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を保健医療福祉(現地)調整本部に置く。</u></p> <p><u>オ 県は、避難所の高齢者、障がい者等の二次被害の発生を防止するため、災害福祉支援チーム(DWAT)や災害支援ナースを避難所に派遣する。</u></p> <p><b>(10) 災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請</b></p> <p><u>県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p><b>3 応援協力関係</b></p> <p>(1) 市町村は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市町村を応援する<u>保健医療福祉現地調整本部員等</u>と情報連携することとする。</p> <p>(2) 県は、<u>保健医療福祉現地調整本部員等</u>が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について<u>保健医療福祉現地調整本部</u>及び<u>保健医療福祉調整本部</u>にて行うこととする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 18 頁、24 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 24 頁</p> <p>設置要綱の変更</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由   |
|--|--|--|
| <p>(5) 県は、必要に応じ、他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等、<u>青森DMAT指定病院</u>、DPAT事務局に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するほか、県自らの救護班、県との協定に基づいて派遣される日本赤十字社青森県支部、県医師会及び県歯科医師会の救護班をもってしても必要な医療、助産及び保健の実施が困難な場合は、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、自衛隊又は他県へ医療、助産及び保健(自衛隊については助産を除く。)の実施について、応援を要請する。</p> <p>(6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、<u>日本医師会災害医療チーム(JMAT)</u>、<u>日本赤十字社</u>、<u>独立行政法人国立病院機構</u>、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、<u>国立大学病院</u>、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>、<u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て</u>、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 19 節 被災動物対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> | <p>(5) 県は、必要に応じ、他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等、<u>県内DMAT指定医療機関</u>、DPAT事務局に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するほか、県自らの救護班、県との協定に基づいて派遣される日本赤十字社青森県支部、県医師会及び県歯科医師会の救護班をもってしても必要な医療、助産及び保健の実施が困難な場合は、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、自衛隊又は他県へ医療、助産及び保健(自衛隊については助産を除く。)の実施について、応援を要請する。</p> <p>(6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、<u>下記の医療チーム等と協働し</u>、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p><u>記：日本医師会災害医療チーム(JMAT)</u>、<u>日本赤十字社</u>、<u>独立行政法人国立病院機構</u>、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、<u>国立大学病院</u>、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)</u>、<u>民間医療機関等</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 19 節 被災動物対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> | <p>日本 DMAT 活動要領に合わせた修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 18 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                    |
|--|--|-------------------------|
| <p>県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。</p> <p><b>(1) 指定避難所における家庭動物の適性飼養</b></p> <p>市町村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 輸送対策</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 輸送の方法</b></p> <p>応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量などを勘案し、最も適切な方法により行う。</p> <p>なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>県等防災関係機関は、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点(広域物資輸送拠点)、市町村が開設する二次物資拠点(地域内輸送拠点)を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場</p> | <p>県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。</p> <p><b>(1) 指定避難所における家庭動物の適性飼養</b></p> <p>市町村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、<u>飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等</u>必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 輸送対策</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 輸送の方法</b></p> <p>応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量などを勘案し、最も適切な方法により行う。</p> <p>なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>県等防災関係機関は、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点(広域物資輸送拠点)、市町村が開設する二次物資拠点(地域内輸送拠点)を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 24 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由   |
|--|---|--|
| <p>等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握<u>しておく</u>。</p> <p>なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有<u>する</u>など、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><b>(4) 緊急通行車両の確認</b></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を<u>しておく</u>。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</p> | <p>等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握<u>するよう努める</u>。</p> <p>なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、<u>効率的に運営</u>できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、<u>運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保する</u>など、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p><u>併せて、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p><b>(4) 緊急通行車両の確認</b></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を<u>するよう努める</u>。<u>併せて、災害時応援協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</p> | <p>防災基本計画新旧対照表 20 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 13～14 頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 10 頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由  |
|---|--|---|
| <p>県内で大規模な地震が発生し、被災市町村からの被災情報等により県(環境エネルギー部)と県社会福祉協議会等関係機関が協議して、防災ボランティアの協力を必要と判断した場合、速やかに防災ボランティア情報センター(以下「情報センター」という。)を設置し、県内全域を対象とする防災ボランティア活動を支援する。情報センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 23 節 防疫</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 県の措置</b></p> <p>ア 衛生情報の把握</p> <p>災害時には、災害の規模等に応じ必要な防疫組織を設け、気象、警察、消防等の関係機関及び被災地の地域県民局健康福祉部保健総室、市町村と緊密な連絡をとり衛生情報の早期把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</b></p> <p><b>1 廃棄物処理</b></p> <p><b>(1) (略)</b></p> | <p>県内で大規模な地震が発生し、被災市町村からの被災情報等により県(交通・地域社会部)と県社会福祉協議会等関係機関が協議して、防災ボランティアの協力を必要と判断した場合、速やかに防災ボランティア情報センター(以下「情報センター」という。)を設置し、県内全域を対象とする防災ボランティア活動を支援する。情報センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。</p> <p><b>(3) ボランティア団体との連携</b></p> <p>県は、ボランティア団体等に対し、被害が大きい被災市町村や避難所における良好な生活環境の確保に課題があると判断される被災地への支援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 23 節 防疫</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 県の措置</b></p> <p>ア 衛生情報の把握</p> <p>災害時には、災害の規模等に応じ必要な防疫組織を設け、気象、警察、消防等の関係機関及び被災地の県保健所、市町村と緊密な連絡をとり衛生情報の早期把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</b></p> <p><b>1 廃棄物処理</b></p> <p><b>(1) (略)</b></p> | <p>修正漏れ</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>県の組織再編による</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由  |
|---|---|---|
| <p><b>(2) 実施内容</b><br/>                     ア・イ (略)<br/>                     ウ 死亡獣畜の処理<br/>                     死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体(家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。))の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適正に処理することを指導する。<br/>                     なお、搬送が不可能な場合は、<u>地域県民局地域健康福祉部保健総室</u>に相談した上で適切な方法で搬送する。</p> <p><b>第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b><br/> <b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 上下水道施設</b><br/>                     (1)~(3) (略)</p> <p><b>4・5 (略)</b></p> | <p><b>(2) 実施内容</b><br/>                     ア・イ (略)<br/>                     ウ 死亡獣畜の処理<br/>                     死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体(家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。))の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適正に処理することを指導する。<br/>                     なお、搬送が不可能な場合は、<u>県保健所</u>に相談した上で適切な方法で搬送する。</p> <p><b>第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b><br/> <b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 上下水道施設</b><br/> <u>上下水道施設の応急復旧に当たっては、公衆衛生の観点から、早期復旧に配慮するものとする。</u><br/>                     (1)~(3) (略)</p> <p><b>4・5 (略)</b></p> | <p>県の組織再編による</p> <p>上下水道施設の公衆衛生上の重要性を踏まえた修正</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                            |
|--|---|---------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第1節 公共施設災害復旧</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 災害復旧事業計画の作成及び実施</b><br/>                     公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 公共施設災害復旧事業の種類</b><br/>                     公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりである。<br/>                     ア 公共土木施設災害復旧(県農林水産部、県県土整備部)<br/>                     (ア)～(ケ) (略)</p> <p><u>(コ)・(サ)</u> (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p><b>4・5 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p><b>1～3 (略)</b></p> <p><b>4 生業資金の確保(県健康医療福祉部、市町村、県・市町村社会福祉協議会)</b><br/>                     災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付</p> | <p style="text-align: center;"><b>第1節 公共施設災害復旧</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 災害復旧事業計画の作成及び実施</b><br/>                     公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 公共施設災害復旧事業の種類</b><br/>                     公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりである。<br/>                     ア 公共土木施設災害復旧(県農林水産部、県県土整備部)<br/>                     (ア)～(ケ) (略)</p> <p><u>(コ) 水道災害復旧事業</u></p> <p><u>(サ)・(シ)</u> (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p><b>4・5 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p><b>1～3 (略)</b></p> <p><b>4 生業資金の確保(県健康医療福祉部、市町村、県・市町村社会福祉協議会)</b><br/>                     災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付</p> | <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正による</p> |

| 現 行   | 変 更 案                                       | 変更理由      |
|---|---|-----------|
| 実施機関:県、中核市<br>申込先: <u>地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉子ども総室</u> 、<br>中核市の福祉事務所 | 実施機関:県、中核市<br>申込先: <u>県福祉事務所</u> 、中核市の福祉事務所 | 県の組織再編による |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                         |
|--|--|------------------------------|
| <p><b>第3節 津波からの防護円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 津波に関する情報の伝達等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災関係機関、地域住民等及び船舶に対する伝達体制(略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 携帯電話、路側放送、道路情報板等により、走行中の車両や<u>運航中</u>の列車、船舶等へも津波警報等を迅速に提供する仕組みの導入を図る。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 他機関に対する応援要請</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県は必要があるときは、陸上自衛隊第9師団長、<u>海上自衛隊大湊地方総監</u>、海上自衛隊第2航空群司令、航空自衛隊北部航空方面隊司令官に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他参考となるべき事項</p> <p>なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> | <p><b>第3節 津波からの防護円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 津波に関する情報の伝達等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災関係機関、地域住民等及び船舶に対する伝達体制(略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 携帯電話、路側放送、道路情報板等により、走行中の車両や<u>運行中</u>の列車、船舶等へも津波警報等を迅速に提供する仕組みの導入を図る。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 他機関に対する応援要請</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県は必要があるときは、陸上自衛隊第9師団長、<u>海上自衛隊大湊地区総監</u>、海上自衛隊第2航空群司令、航空自衛隊北部航空方面隊司令官に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他参考となるべき事項</p> <p>なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> | <p>文言の修正</p> <p>自衛隊の組織再編</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                 |
|--|---|----------------------|
| <p>(カ) 道路・水路の啓開、<u>障害物の除去</u><br/>                     (キ)～(ケ) (略)</p> <p><u>(コ)～(シ)</u> (略)</p> | <p>(カ) 道路・水路の啓開<br/>                     (キ)～(ケ) (略)<br/> <u>(コ) 入浴支援</u><br/> <u>(サ)～(ス)</u> (略)</p> | <p>防災基本計画p68との整合</p> |

火山災害対策編 目次

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の活火山</p> <p>第8節 火山災害の想定</p> <p><b>第2章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第6節 火山防災協議会</p> <p><b>第3章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 火山地域における土砂災害対策事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> | <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の活火山</p> <p>第8節 火山災害の想定</p> <p><b>第2章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第6節 火山防災協議会</p> <p><b>第3章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 火山地域における土砂災害対策事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> |      |

火山災害対策編 目次

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由 |
|---|---|------|
| <p>第10節 避難対策<br/>           第11節 登山者・観光客等の安全確保対策<br/>           第12節 災害備蓄対策<br/>           第13節 要配慮者安全確保対策<br/>           第14節 防災ボランティア活動対策<br/>           第15節 災害廃棄物対策<br/>           第16節 文教対策<br/>           第17節 警備対策<br/>           第18節 交通施設対策<br/>           第19節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>           第20節 複合災害対策</p>  | <p>第10節 避難対策<br/>           第11節 登山者・観光客等の安全確保対策<br/>           第12節 災害備蓄対策<br/>           第13節 要配慮者安全確保対策<br/>           第14節 防災ボランティア活動対策<br/>           第15節 災害廃棄物対策<br/>           第16節 文教対策<br/>           第17節 警備対策<br/>           第18節 交通施設対策<br/>           第19節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>           第20節 複合災害対策</p>  |      |
| <p>第4章 災害応急対策計画<br/>           第1節 噴火警報等の発表及び伝達<br/>           第2節 情報収集及び被害等報告<br/>           第3節 通信連絡<br/>           第4節 災害広報・情報提供<br/>           第5節 自衛隊災害派遣要請<br/>           第6節 広域応援<br/>           第7節 航空機運用<br/>           第8節 避難<br/>           第9節 消防<br/>           第10節 救出<br/>           第11節 食料供給<br/>           第12節 給水<br/>           第13節 応急住宅供給<br/>           第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬<br/>           第15節 障害物除去<br/>           第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与<br/>           第17節 医療、助産及び保健</p> | <p>第4章 災害応急対策計画<br/>           第1節 噴火警報等の発表及び伝達<br/>           第2節 情報収集及び被害等報告<br/>           第3節 通信連絡<br/>           第4節 災害広報・情報提供<br/>           第5節 自衛隊災害派遣要請<br/>           第6節 広域応援<br/>           第7節 航空機運用<br/>           第8節 避難<br/>           第9節 消防<br/>           第10節 救出<br/>           第11節 食料供給<br/>           第12節 給水<br/>           第13節 応急住宅供給<br/>           第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬<br/>           第15節 障害物除去<br/>           第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与<br/>           第17節 医療、助産及び保健</p> |      |

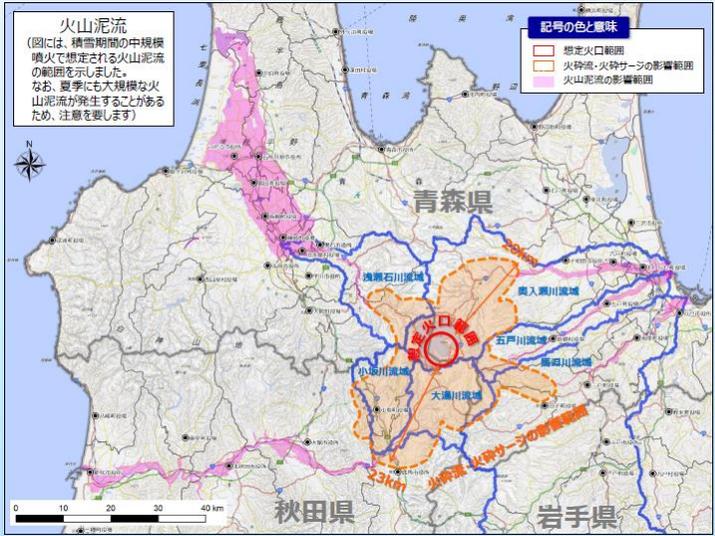
火山災害対策編 目次

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由 |
|--|--|------|
| <p>第18節 被災動物対策<br/>                     第19節 輸送対策<br/>                     第20節 労務供給<br/>                     第21節 防災ボランティア受入・支援対策<br/>                     第22節 防疫<br/>                     第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止<br/>                     第24節 金融機関対策<br/>                     第25節 文教対策<br/>                     第26節 警備対策<br/>                     第27節 交通対策<br/>                     第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>                     第29節 石油燃料供給対策</p> <p><b>第5章 災害復旧対策計画</b><br/>                     第1節 公共施設災害復旧<br/>                     第2節 民生安定のための金融対策<br/>                     第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p><b>第6章 継続災害への対応方針</b><br/>                     第1節 避難及び安全確保対策<br/>                     第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応<br/>                     第3節 被災者の生活支援対策</p> | <p>第18節 被災動物対策<br/>                     第19節 輸送対策<br/>                     第20節 労務供給<br/>                     第21節 防災ボランティア受入・支援対策<br/>                     第22節 防疫<br/>                     第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止<br/>                     第24節 金融機関対策<br/>                     第25節 文教対策<br/>                     第26節 警備対策<br/>                     第27節 交通対策<br/>                     第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策<br/>                     第29節 石油燃料供給対策</p> <p><b>第5章 災害復旧対策計画</b><br/>                     第1節 公共施設災害復旧<br/>                     第2節 民生安定のための金融対策<br/>                     第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p><b>第6章 継続災害への対応方針</b><br/>                     第1節 避難及び安全確保対策<br/>                     第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応<br/>                     第3節 被災者の生活支援対策</p> |      |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由  |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p><b>1～3 (略)</b></p> <p><b>4 自衛隊(陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地方隊、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)</b><br/>風水害等災害対策編第1章第5節4「自衛隊(陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地方隊、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)」参照<br/>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 青森県の活火山</b></p> <p>(略)</p> <p>これらの活火山のうち、恐山以外はいずれも概ね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録があるのは岩木山と十和田である。岩木山、八甲田山及び十和田は、<u>火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山(常時観測火山)」に選定され、仙台管区气象台において常時観測を行っている。</u><br/>(略)</p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 十和田(常時観測火山)</b><br/>(1)・(2) (略)<br/>(3) 噴火活動史</p> | <p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p><b>1～3 (略)</b></p> <p><b>4 自衛隊(陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地区隊、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)</b><br/>風水害等災害対策編第1章第5節4「自衛隊(陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地区隊、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)」参照<br/>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 青森県の活火山</b></p> <p>(略)</p> <p>これらの活火山のうち、恐山以外はいずれも概ね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録があるのは岩木山と十和田である。岩木山、八甲田山及び十和田は、<u>火山調査研究推進本部が選定している「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、仙台管区气象台により常時観測が実施されている。</u><br/>(略)</p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 十和田(常時観測火山)</b><br/>(1)・(2) (略)<br/>(3) 噴火活動史</p> | <p>自衛隊の組織再編</p> <p>R6. 4に火山調査研究推進本部が設置され、取扱いが示されたため</p> |

| 現 行   | 変 更 案                | 変更理由  |            |              |                      |   |  |    |    |            |              |                      |   |             |    |                       |  |
|---|----------------------|---|------------|--------------|----------------------|---|--|----|----|------------|--------------|----------------------|---|-------------|----|-----------------------|--|
| <p>① (略)</p> <p>② 有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)</p> <table border="1" data-bbox="203 328 965 475"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>現象</th> <th>活動経過・被害状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲915(延喜 14)年</td> <td>マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生)</td> <td>大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月 17 日と推定される。マグマ噴出量は 2.1 DRE km<sup>3</sup>。(VEI5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>十和田の概要及び噴火活動史は「日本火山総覧(第4版)」<a href="#">引用</a></p> <p><b>4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 火山災害の想定</b></p> <p>この計画の作成に当たっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等社会的条件、過去における被害発生状況や被害想定を勘案し、これを基礎とした。</p> <p><b>1 主な火山現象</b></p> <p>火山活動に伴い生じる火山現象は多岐に渡り、火山災害の要因となる主な火山現象及び特徴については下表のとおりである。</p> | 年代                   | 現象  | 活動経過・被害状況等 | ▲915(延喜 14)年 | マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生) | 大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月 17 日と推定される。マグマ噴出量は 2.1 DRE km <sup>3</sup> 。(VEI5) | <p>① (略)</p> <p>② 有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)</p> <table border="1" data-bbox="1041 328 1780 512"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>現象</th> <th>活動経過・被害状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲915(延喜 14)年</td> <td>マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生)</td> <td>大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月 17 日と推定される。マグマ噴出量は 2.1 DRE km<sup>3</sup>。(VEI5)</td> </tr> <tr> <td>2014(平成26)年</td> <td>地震</td> <td>1月27日中湖付近を震源とする地震活動活発</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>十和田の概要及び噴火活動史は「日本火山総覧(第4版)」<a href="#">及び</a><a href="#">最近の観測成果による</a></p> <p><b>4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 火山災害の想定</b></p> <p>この計画の作成に当たっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等社会的条件、過去における被害発生状況や被害想定を勘案し、これを基礎とした。</p> <p><a href="#">なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携し、必要に応じて見直すものとする。</a></p> <p><b>1 主な火山現象</b></p> <p>火山活動に伴い生じる火山現象は多岐に渡り、火山災害の要因となる主な火山現象及び特徴については下表のとおりである。</p> | 年代 | 現象 | 活動経過・被害状況等 | ▲915(延喜 14)年 | マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生) | 大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月 17 日と推定される。マグマ噴出量は 2.1 DRE km <sup>3</sup> 。(VEI5) | 2014(平成26)年 | 地震 | 1月27日中湖付近を震源とする地震活動活発 | <p>気象庁の十和田のページの更新による</p> <p>防災基本計画新旧対照表 31 頁</p> |
| 年代  | 現象                   | 活動経過・被害状況等  |            |              |                      |   |  |    |    |            |              |                      |   |             |    |                       |  |
| ▲915(延喜 14)年  | マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生) | 大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月 17 日と推定される。マグマ噴出量は 2.1 DRE km <sup>3</sup> 。(VEI5) |            |              |                      |   |  |    |    |            |              |                      |   |             |    |                       |  |
| 年代  | 現象                   | 活動経過・被害状況等  |            |              |                      |   |  |    |    |            |              |                      |   |             |    |                       |  |
| ▲915(延喜 14)年  | マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生) | 大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月 17 日と推定される。マグマ噴出量は 2.1 DRE km <sup>3</sup> 。(VEI5) |            |              |                      |   |  |    |    |            |              |                      |   |             |    |                       |  |
| 2014(平成26)年   | 地震                   | 1月27日中湖付近を震源とする地震活動活発   |            |              |                      |   |  |    |    |            |              |                      |   |             |    |                       |  |

| 現 行  |   | 変 更 案  |   | 変更理由  |
|--|---|--|---|-------|
| 想定される主な現象  | 火山現象等の特徴  | 想定される主な現象  | 火山現象等の特徴  | 文言の修正 |
| 略  |   | 略  |   |       |
| 小さな噴石・火山灰(降灰)  | <p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm 以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から 10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p> | 小さな噴石・火山灰(降灰)  | <p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm 以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2mm 未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から 10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p> |       |
| 略  |   | 略  |   |       |
| <p><b>2 各火山における火山現象及び影響範囲の想定</b></p> <p>各火山の火山現象及び影響範囲の想定については、以下のとおりである、想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象については、各火山噴火シナリオに定める。</p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> |   | <p><b>2 各火山における火山現象及び影響範囲の想定</b></p> <p>各火山の火山現象及び影響範囲の想定については、以下のとおりである、想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象については、各火山噴火シナリオに定める。</p> <p><b>(1)・(2) (略)</b></p> |   |       |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">次のページへ</div>  |   |  |   |       |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                                     |
|--|---|--|
| <p>(3) 十和田<br/>                     ア (略)<br/>                     イ 中規模噴火<br/>                     a・b (略)<br/>                     (新設)</p> <p>ウ (略)</p> | <p>(3) 十和田<br/>                     ア (略)<br/>                     イ 中規模噴火<br/>                     a・b (略)<br/> <u>c 火山泥流</u></p>  <p>ウ (略)</p> | <p>令和5年度火山防災協議会により影響範囲の掲載が承認されたことによる</p> |

| 現 行   |   | 変 更 案  |   | 変更理由 |
|---|---|--|---|------|
| 第2節 配備態勢  |   | 第2節 配備態勢   |   |      |
| <p>県の地域内において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。</p> |   | <p>県の地域内において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。</p>  |   |      |
| 態勢  | 準備態勢  | 警戒態勢   |   | 非常態勢 |
| 略号  | 1号  | 2号-1   | 2号-2  | 3号   |
| 概要  | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢  | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢   | 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢   |      |
| 配備基準  | <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの気象警報が発表された場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④高潮警報</li> <li>⑤大雪警報（概ね1m以上）</li> <li>⑥暴風雪警報</li> </ul> </li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</li> <li>震度5弱の地震が観測された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを越え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと思われる場合</li> <li>記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等）</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</li> <li>十和田において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合</li> <li>震度5強の地震が観測された場合</li> <li>津波注意報が発表された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを越え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと思われる場合</li> <li>記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等）</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</li> <li>十和田において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合</li> <li>震度5強の地震が観測された場合</li> <li>津波注意報が発表された場合</li> <li><a href="#">北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合</a></li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> |      |
| 設置する組織  | 略   | 略  | 略   | 略    |
| 配備決定者   | 略   | 略  | 略   | 略    |
| 態勢責任者   | 略   | 略  | 略   | 略    |
| 概要  |   | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢   | 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢   |      |
| 配備基準  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの気象警報が発表された場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④高潮警報</li> <li>⑤大雪警報（概ね1m以上）</li> <li>⑥暴風雪警報</li> </ul> </li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</li> <li>震度5弱の地震が観測された場合</li> <li>知事が指示したとき</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを越え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと思われる場合</li> <li>記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等）</li> <li>岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</li> <li>十和田において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合</li> <li>震度5強の地震が観測された場合</li> <li>津波注意報が発表された場合</li> <li><a href="#">北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合</a></li> <li>知事が指示したとき</li> </ul> |      |
| 設置する組織  |   | 略  | 略   |      |
| 配備決定者   |   | 略  | 略   |      |
| 態勢責任者   |   | 略  | 略   |      |

修正漏れ

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由           |
|---|---|----------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第3節 県災害対策本部</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、県災害対策本部が設置されたときは、他の法令等に基づき、他に設置されている「<a href="#">青森県保健医療調整本部</a>」、「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の健康医療福祉部、県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。</p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第3節 県災害対策本部</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、県災害対策本部が設置されたときは、他の法令等に基づき、他に設置されている「<a href="#">青森県保健医療福祉調整本部</a>」、「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の健康医療福祉部、県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。</p> <p>(略)</p> | <p>設置要綱の改正</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由   |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の火山災害に対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、<u>障害者</u>、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 企業防災の促進</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><u>風水該当災害対策編第3章第8節3「実施内容」参照</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の火山災害に対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。<u>この他、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。</u></p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 企業防災の促進</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><u>(1) 事業継続計画(BCP)の作成</u></p> <p><u>風水害等災害対策編第3章第8節3(1)「事業継続計画(BCP)の作成」参照</u></p> <p><u>(2) 防災意識の高揚</u></p> <p><u>風水害等災害対策編第3章第8節3(2)「防災意識の高揚」参照</u></p> <p><u>(3) 避難確保計画</u></p> <p><u>要警戒地域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定め</u></p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>防災基本計画新旧対照表 5頁</p> <p>防災基本計画新旧対照表 32頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案  | 変更理由                         |
|---|--|------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難対策</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>火山災害発生時において住民、登山者、観光客等が迅速かつ円滑に避難できるよう、火山避難計画を作成し、当該計画に基づき指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、火山災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市町村は一体となって最適な避難路や指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路や指定避難所等を確保する。</p> <p><b>2 (略)</b></p> | <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難対策</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>火山災害発生時において住民、登山者、観光客等が迅速かつ円滑に避難できるよう、火山避難計画を作成し、当該計画に基づき指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、火山災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市町村は一体となって最適な避難路や指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路や指定避難所等を確保する。</p> <p><u>さらに、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合は短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要となる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報、避難のための道路、港湾、広場等の整備推進に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 (略)</b></p> | <p>防災基本計画新旧<br/>対照表 31 頁</p> |

| 現 行   | 変 更 案   | 変更理由                                      |
|---|---|---|
| <p><b>3 実施内容</b><br/> <b>(1) (略)</b><br/> <b>(2) 指定避難所の指定</b><br/>                     (略)<br/>                     ア～ウ (略)<br/>                     エ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者(障害者、医療的ケアを必要とする者等)のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること<br/>                     特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること<br/>                     なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと<br/>                     オ～キ (略)<br/>                     (3)～(12) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 登山者・観光客等の安全確保対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b><br/>                     ア～ウ (略)<br/>                     エ 県及び市町村は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。また、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</p> | <p><b>3 実施内容</b><br/> <b>(1) (略)</b><br/> <b>(2) 指定避難所の指定</b><br/>                     (略)<br/>                     ア～ウ (略)<br/>                     エ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者(障がい者、医療的ケアを必要とする者等)のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること<br/>                     特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること<br/>                     なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと<br/>                     オ～キ (略)<br/>                     (3)～(12) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 登山者・観光客等の安全確保対策</b></p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 実施内容</b><br/>                     ア～ウ (略)<br/>                     エ 県及び市町村は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。また、ITを用いた登山届の仕組みを<u>活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をす</u>るとともに、火山地</p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> <p>防災基本計画新旧対照表 33 頁</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由              |
|--|--|-------------------|
| <p>オ・カ (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>火山災害に備えて地域住民の中でも特に<u>障害者</u>、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</p> <p>オ・カ (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>火山災害に備えて地域住民の中でも特に<u>障がい者</u>、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>県の文書取扱いの変更</p> |

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由 |
|--|--|------|
| <p style="text-align: center;"><b>第1節 噴火警報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 噴火警報等の発表及び伝達</b></p> <p>ア 噴火警報等の発表</p> <p>    仙台管区气象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。</p> <p>    (ア)・(イ) (略)</p> <p>    (ウ) 噴火警報等の概要</p> <p>        a・b (略)</p> <p>        c 噴火警戒レベル</p> <p>        (略)</p> <p>噴火警戒レベルが運用されている火山(岩木山、八甲田山、十和田)</p> <p style="text-align: center;">岩木山 噴火警戒レベル表 (略)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第1節 噴火警報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 噴火警報等の発表及び伝達</b></p> <p>ア 噴火警報等の発表</p> <p>    仙台管区气象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。</p> <p>    (ア)・(イ) (略)</p> <p>    (ウ) 噴火警報等の概要</p> <p>        a・b (略)</p> <p>        c 噴火警戒レベル</p> <p>        (略)</p> <p>噴火警戒レベルが運用されている火山(岩木山、八甲田山、十和田)</p> <p style="text-align: center;">岩木山 噴火警戒レベル表 (略)</p> |      |

火山災害対策編 第4章 災害応急対策計画

八甲田山 噴火警戒レベル表

| 種別   | 名称                 | 対象範囲          | (キーワールド)   | 火山活動の状況   | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応   | 想定される現象等   |
|------|--------------------|---------------|------------|---|--|--|
| 特別警報 | 噴火警報(居住地域)又は噴火警報   | 居住地域及びそれより火口側 | 5 (避難)     | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                          | 危険な居住地域からの避難等が必要。  | ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している<br>【過去事例】<br>大岳火口<br>約4800年前の噴火、約4200年前の噴火、約3100年前の噴火  |
|      |                    |               | 4 (高齢者等避難) | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。                      | 警戒が必要な居住地域で高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。                           | ・融雪型火山泥流が居住地域に到達するよう噴火の発生が予想される<br>【過去事例】<br>該当事例なし  |
| 警報   | 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまで  | 3 (入山規制)   | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 登山禁止・入山規制など危険な地域への立入り規制等。状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。住民は通常の生活。 | ・大岳火口から、大きな噴石と溶岩流が概ね3km、火砕流・火砕サーージが概ね6kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性<br>・大岳火口から、大きな噴石が概ね3km、溶岩流が概ね2km、火砕流・火砕サーージが概ね5kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性<br>・噴雪期は、大岳火口から概ね6kmの範囲内に融雪型火山泥流が到達、またはその可能性<br>【過去事例】<br>1世紀頃の噴火 |
|      |                    |               | 2 (火口周辺規制) | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        | 火口周辺への立入り規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。住民は通常の生活。                             | ・大岳火口から、大きな噴石が概ね2kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性<br>【過去事例】<br>該当事例なし<br>・地獄沼火口から、大きな噴石が概ね1kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性<br>【過去事例】<br>地獄沼火口<br>13～14世紀の噴火<br>15～17世紀の噴火(2回)   |
| 予報   | 噴火予報               | 火口内等          | 1 (注意)     | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。   | 状況に応じて火口内への立入り規制、特定地域の避難の準備等が必要。                                     | ・火山活動は静穏<br>・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等が噴出する可能性   |

※融雪型火山泥流は噴雪期のみ想定される。  
※特定地域とは、八甲田山の想定火口に近い所に位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。早期に避難等の対応が必要になることがある。  
※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方に対して噴火警報を発表する。

八甲田山 噴火警戒レベル表

| 種別   | 名称                 | 対象範囲          | (キーワールド)   | 火山活動の状況   | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応   | 想定される現象等   |
|------|--------------------|---------------|------------|---|--|--|
| 特別警報 | 噴火警報(居住地域)又は噴火警報   | 居住地域及びそれより火口側 | 5 (避難)     | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                          | 危険な居住地域からの避難等が必要。  | ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している<br>【過去事例】<br>大岳火口<br>約4800年前の噴火、約4200年前の噴火、約3100年前の噴火  |
|      |                    |               | 4 (高齢者等避難) | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。                      | 警戒が必要な居住地域で高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。                           | ・融雪型火山泥流が居住地域に到達するよう噴火の発生が予想される<br>【過去事例】<br>該当事例なし  |
| 警報   | 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまで  | 3 (入山規制)   | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 登山禁止・入山規制など危険な地域への立入り規制等。状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。住民は通常の生活。 | ・大岳火口から、大きな噴石と溶岩流が概ね3km、火砕流・火砕サーージが概ね6kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性<br>・大岳火口から、大きな噴石が概ね3km、溶岩流が概ね2km、火砕流・火砕サーージが概ね5kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性<br>・噴雪期は、大岳火口から概ね6kmの範囲内に融雪型火山泥流が到達、またはその可能性<br>【過去事例】<br>1世紀頃の噴火 |
|      |                    |               | 2 (火口周辺規制) | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        | 火口周辺への立入り規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。住民は通常の生活。                             | ・大岳火口から、大きな噴石が概ね2kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性<br>【過去事例】<br>該当事例なし<br>・地獄沼火口から、大きな噴石が概ね1kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性<br>【過去事例】<br>地獄沼火口<br>13～14世紀の噴火<br>15～17世紀の噴火(2回)   |
| 予報   | 噴火予報               | 火口内等          | 1 (注意)     | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。   | 状況に応じて火口内への立入り規制、特定地域の避難の準備等が必要。                                     | ・火山活動は静穏<br>・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等が噴出する可能性   |

※融雪型火山泥流は噴雪期のみ想定される。  
※特定地域とは、八甲田山の想定火口に近い所に位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。早期に避難等の対応が必要になることがある。  
※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方に対して噴火警報を発表する。

表記を他と合わせる

| 現 行  | 変 更 案  | 変更理由                                |
|--|--|-------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>十和田 噴火警戒レベル表 (略)</b></p> <p>噴火警戒レベルが運用されていない火山(恐山) (略)<br/>                     d・e (略)<br/>                     f 降灰予報<br/>                     (a)~(c) (略)</p> <p><b>降灰量階級ととるべき行動等</b><br/>                     (表 略)</p> <p style="text-align: center;">※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による<b>設定</b></p> <p>g・h (略)</p> <p>イ 噴火警報等の通報<br/>                     (ア) 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報(以下「臨時の解説情報」という。)、噴火速報が発表されたときは県、消防庁、東日本電信電話株式会社、日本放送協会青森放送局、警察庁、第二管区海上保安本部及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。<br/>                     (イ)~(エ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b><br/>                     (1)~(5) (略)<br/>                     (6) <b>警戒区域の設定等</b><br/>                     (略)<br/>                     県、市町村は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた</p> | <p style="text-align: center;"><b>十和田 噴火警戒レベル表 (略)</b></p> <p>噴火警戒レベルが運用されていない火山(恐山) (略)<br/>                     d・e (略)<br/>                     f 降灰予報<br/>                     (a)~(c) (略)</p> <p><b>降灰量階級ととるべき行動等</b><br/>                     (表 略)</p> <p style="text-align: center;">※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による<b>想定</b></p> <p>g・h (略)</p> <p>イ 噴火警報等の通報<br/>                     (ア) 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報(以下「臨時の解説情報」という。)、噴火速報が発表されたときは県、消防庁、東日本電信電話株式会社、<u>(西日本電信電話株式会社)</u>、日本放送協会青森放送局、警察庁、第二管区海上保安本部及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。<br/>                     (イ)~(エ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 実施内容</b><br/>                     (1)~(5) (略)<br/>                     (6) <b>警戒区域の設定等</b><br/>                     (略)<br/>                     県、市町村は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じ</p> | <p>気象庁 HP との整合</p> <p>伝達系統図との整合</p> |

| 現 行  | 変 更 案   | 変更理由                          |
|--|---|-------------------------------|
| <p>通行規制の実施や、規制箇所の設置などを、各機関の役割分担により行う。また、観光客、登山者等の対策として、入山規制、立入規制等の措置をとる。噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への<u>立ち入り規制</u>などを検討し、必要な範囲に対して実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>(7)~(9) (略)</b></p> <p><b>3・4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 17 節 医療、助産及び保健</b></p> <p>火山災害により医療、助産及び保健機関が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは被災者の<u>保健管理</u>が必要な場合、火山避難計画において使用を想定する医療機関等を想定し、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>た通行規制の実施や、規制箇所の設置などを、各機関の役割分担により行う。また、観光客、登山者等の対策として、入山規制、立入規制等の措置をとる。噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への<u>立入規制</u>などを検討し、必要な範囲に対して実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>(7)~(9) (略)</b></p> <p><b>3・4 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 17 節 医療、助産及び保健</b></p> <p>火山災害により医療、助産及び保健機関が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは被災者の<u>健康管理</u>が必要な場合、火山避難計画において使用を想定する医療機関等を想定し、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>表記を他と合わせる</p> <p>文言の修正</p> |